

令和7年度  
第3回  
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和7年8月6日(水)午前10時00分  
会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

# - 次 第 -

開 会

## 1 議 題

### ( 1 ) 関係行政機関からの概況説明について

最近の景況、物価動向及び家計調査等について

( 岩手県ふるさと振興部調査統計課 金森一恵総括課長、小原浩司調査担当課長 )

県内の雇用動向について

( 岩手労働局職業安定部職業安定課 新藤淳地方労働市場情報官 )

### ( 2 ) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

### ( 3 ) 主要指標について

### ( 4 ) 岩手県最低賃金と生活保護との比較について

### ( 5 ) 令和7年賃金改定状況調査結果について

### ( 6 ) 令和7年最低賃金に関する基礎調査結果について

### ( 7 ) その他

## 2 その他

閉 会

令和7年度 第3回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和7年8月6日(水)午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員論説委員会委員長
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元岩手県労働委員会 事務局長
	横山 信英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	工藤 直樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス燃料(株) 専務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	白石 好春	
	労働基準部	労働基準部長	小川 直紀
		賃金室長	高橋 功一
		賃金室長補佐	小田島 学
		賃金室員	鈴木 千春

# 審議会資料一覧

- 資料 1 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）
- 資料 2 令和7年度岩手県最低賃金専門部会委員名簿
- 資料 3 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画
- 資料 4 2025年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について  
（岩手県労働組合総連合会岩手県連合会）
- 資料 5 岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について  
（一般社団法人岩手県タクシー協会）
- 資料 6 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書  
（いわて生協労働組合）
- 資料 7 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書  
（岩手県労働組合連合会）
- 資料 8 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書  
（岩手県地域労働組合）
- 資料 9 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書  
（岩手私学教職員組合連合ほか31労働組合）
- 資料 10 岩手県最低賃金の改正決定についての意見書  
（岩手県地域労働組合青年委員会組合員10名）

資料 1 1 岩手地方の最低賃金を直ちに 1500 円に引き上げ、地域間格差の解消を  
求める請願署名 2028 筆

(岩手県労働組合連合会)

資料 1 2 参考人意見書 (労働者 1 名)

令和7年8月4日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

## 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。
- 8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。
- 9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。
- 11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。
- 12 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和7年8月4日

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

## 令和7年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	63円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	63円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	64円

(参考) ランクごとの加重平均は、Aランク 5.6%、Bランク 6.3%、Cランク 6.7%

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト8,420)は、昨年改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均3.2%から引き続き高い水準となっている(ここでいうウエイトとは、基準年(令和2年)

における家計の消費支出金額全体に対する割合（1万分比）を指す）。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目（ウエイト1,215）の指標については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均4.2%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約7割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。また、エンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については近年、上昇傾向にあり、令和6年は勤労者世帯で26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と更に高い水準となっている。こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした「頻繁に購入」する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に1回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト2,626）について見ると、令和6年10月から令和7年6月までの期間は平均6.4%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト5,121）については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均5.0%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間9回以上15回

未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウェイト1,136）については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は平均6.7%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目などの生活必需品を含む項目のウェイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

## イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.25%（昨年5.10%）で、平成3年（5.66%）以来33年ぶりの5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも4.65%（昨年4.45%）で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については5.81%（昨年5.74%、一昨年5.01%）となり、3年連続で5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.38%（昨年5.58%）でこちらも2年連続で5%を超え、また中小企業でも4.35%（昨年4.01%）で2年連続で4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%（昨年3.62%）、20人以下の企業で3.54%（昨年3.34%）、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%（昨年3.43%）で、いずれも昨年から約0.2～0.8ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの20人以下では3.30%（昨年3.88%）で、2年連続の3%超えとなっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.3%）を

上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.2%となっており、これも昨年の結果（2.8%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点（2024年度最低賃金全国加重平均額1,055円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU指令の取扱いについては、今後の検討課題である。

#### ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和6年は6～10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合で

ある労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度で1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査（前は令和6年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント増（28.3%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合も前回から約3ポイント増（86.4%→89.2%）、「価格交渉が行われなかった」割合は減少（13.6%→10.8%）している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（70.4%→73.2%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は減少している（7.6%→6.4%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加（49.7%→52.4%）、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（79.9%→83.1%）し、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が減少（20.1%→16.9%）するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き、二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇（44.7%→48.6%）したものの、原材料費の転嫁率（54.5%）と比較して約6ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、449件（前年同期484件、7.2%減）発生しており、過去最多を記録した昨年から減少

している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

## エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%

となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっている。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行

計画 2025 年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円（5.6%）、B ランク 63 円（6.3%）、C ランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8% から 82.8% となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

## オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に生活必需品を含む消費者物価の上昇が続いていることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1% 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構

築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経

営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度は、これまでもみてきた指標に加え、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握なども中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適切である。

## 参考資料

### 消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4
1か月に1回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

# 消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

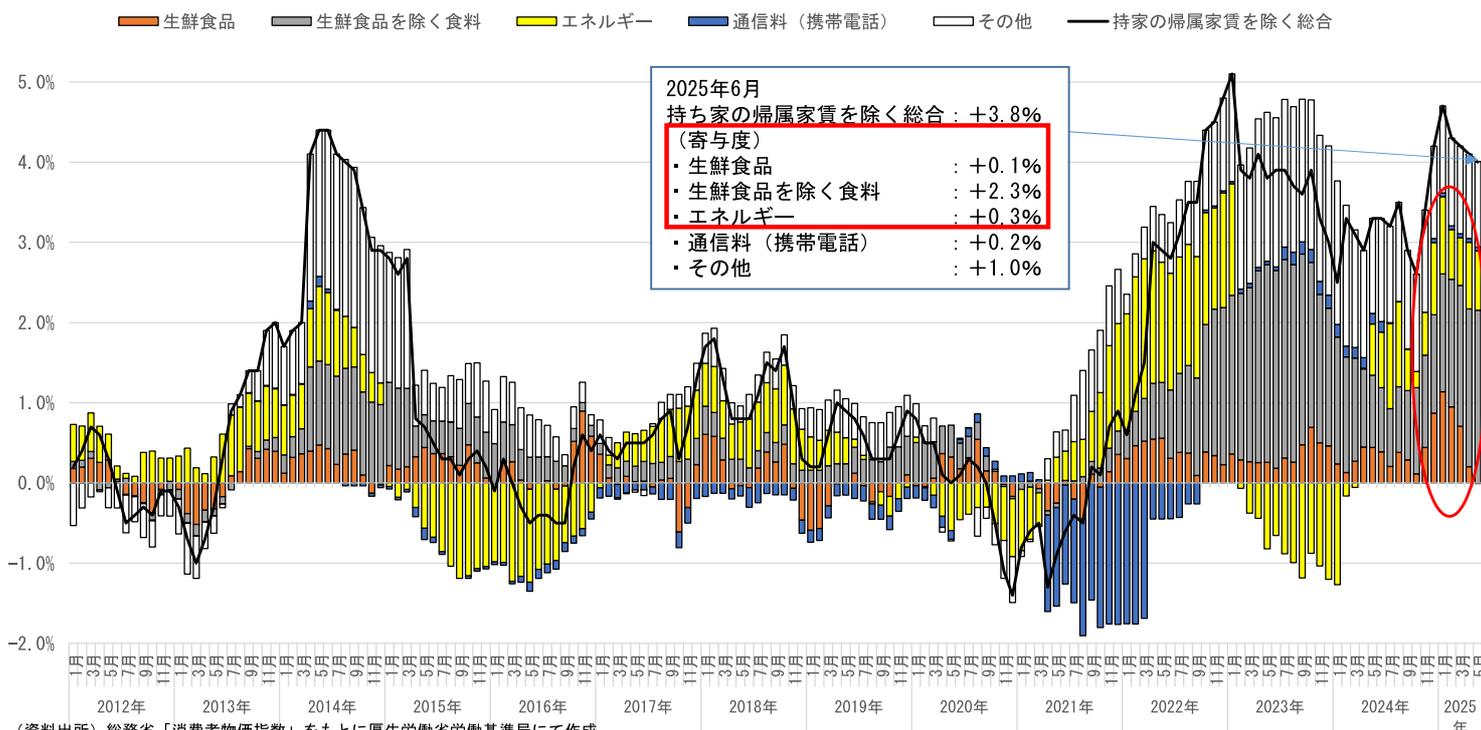
「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにやく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロックリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年6月に+3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

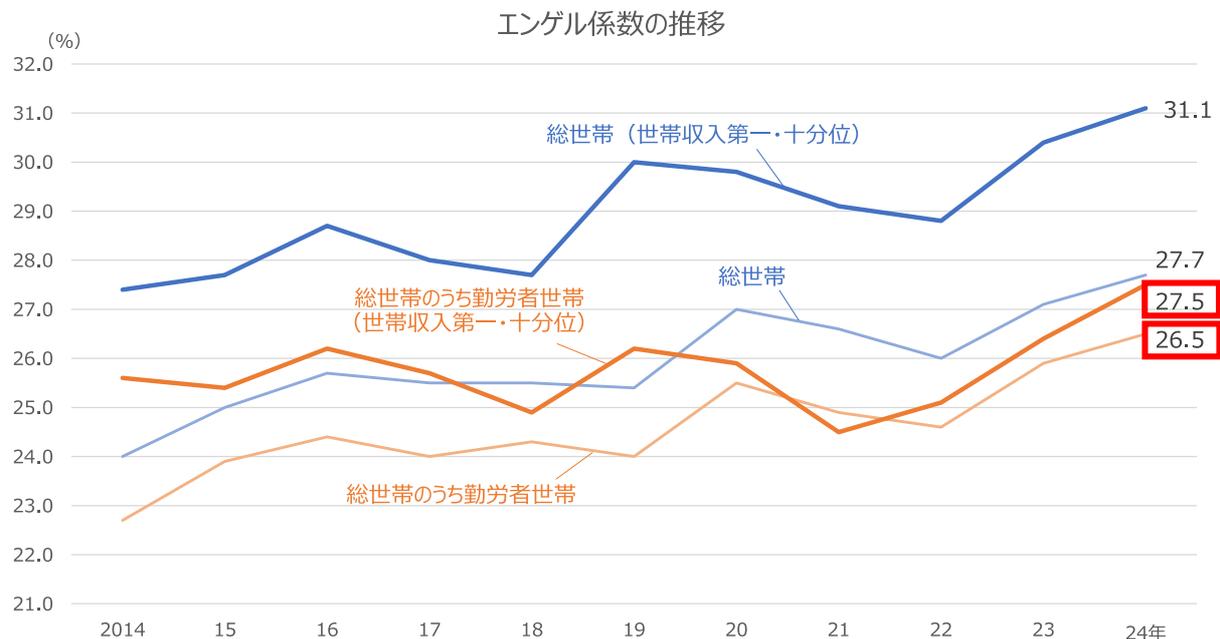
（注）1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数）÷前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

## エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

## 賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（1,214人）について集計。

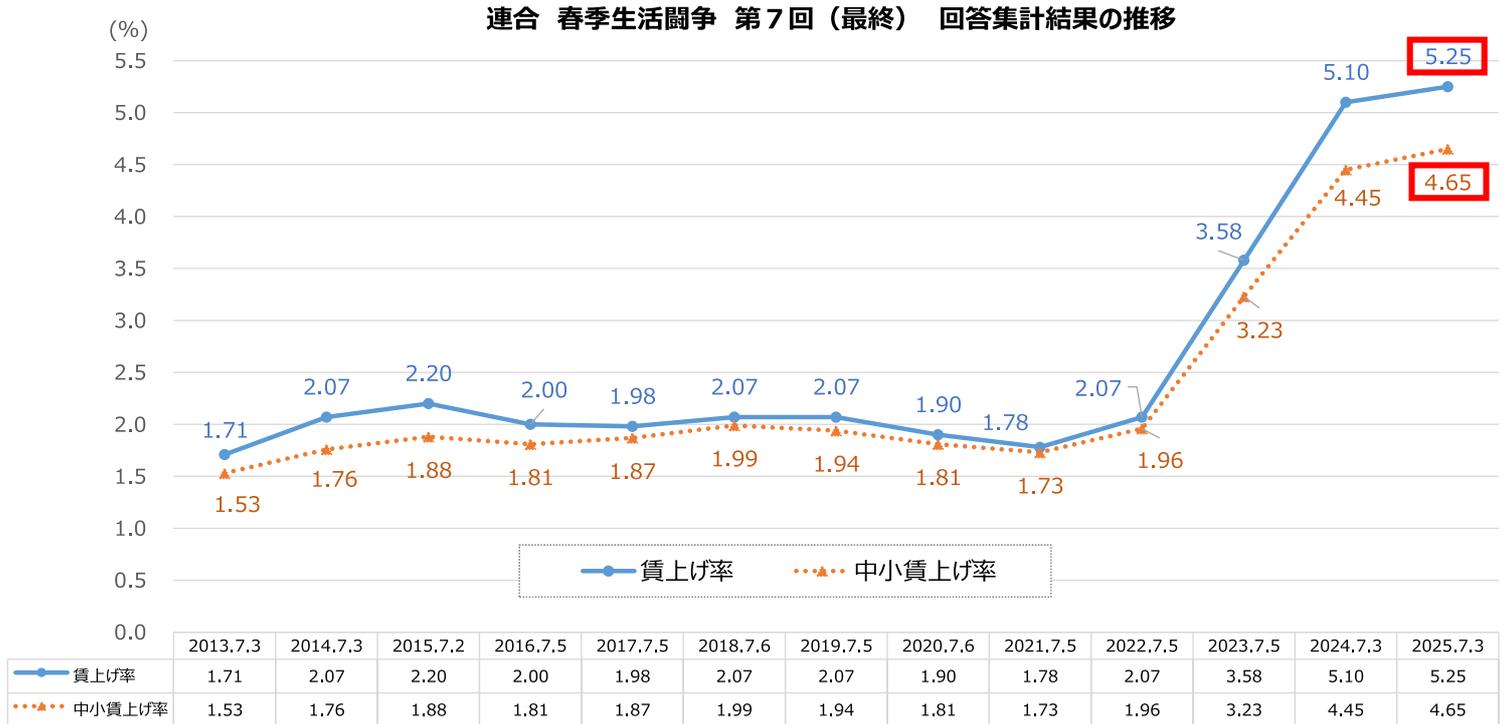
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（707人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

出所：株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（厚生労働省委託事業）（2025年）の概要（速報）

## 連合 春季賃上げ妥結状況

- 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 （注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

7

## 連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

				単純平均	加重平均
時給	384組合 861,305人	賃上げ額		59.65円(53.78円)	66.98円(62.70円)
		引上げ率		5.17%(4.91%)	5.81%(5.74%)
		平均時給		1,213.28円(1,148.92円)	1,219.70円(1,155.02円)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額		9,914円(9,137円)	10,004円(10,869円)
		賃上げ率		4.32%(4.23%)	4.35%(4.98%)

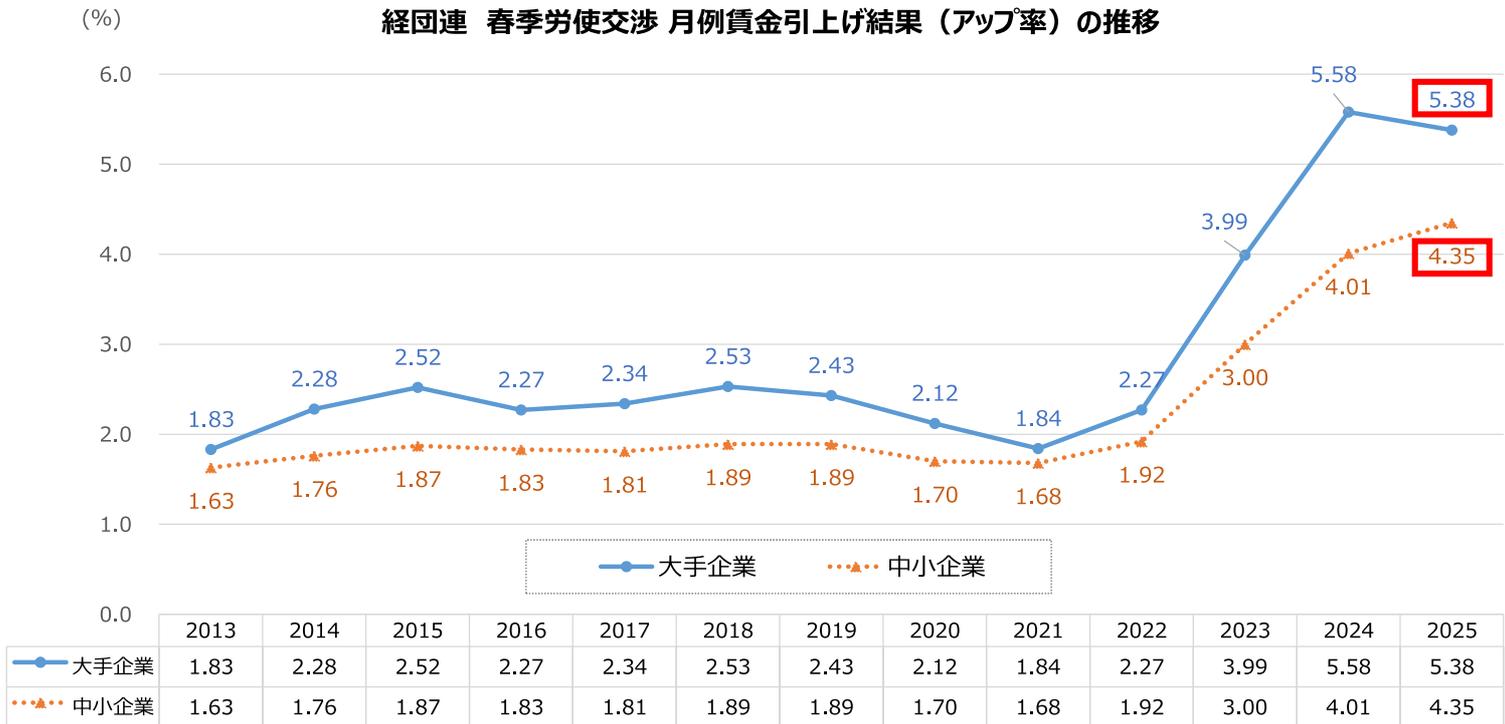
（注）（ ）内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

8

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
 (注) 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

# 日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

		(加重平均)
正社員 (月給)	全体	11,074円(9,662円)
	2,389社	<b>4.03%</b> (3.62%)
	20人以下	9,568円(8,801円)
	1,111社	<b>3.54%</b> (3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体	46.5円(37.6円)
	1,537社	<b>4.21%</b> (3.43%)
	20人以下	37.4円(43.3円)
	728社	<b>3.30%</b> (3.88%)

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。  
 2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。  
 3 ( ) の数値は、2024年6月5日集計結果。2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

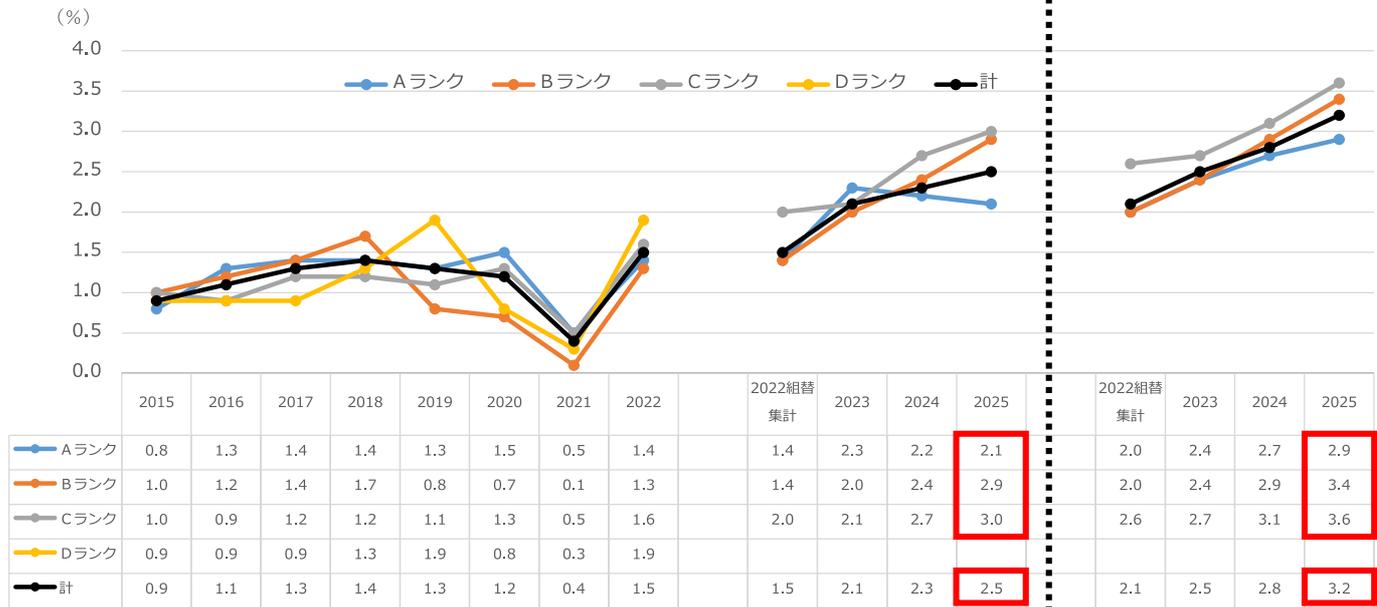
# 賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）  
 ※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」

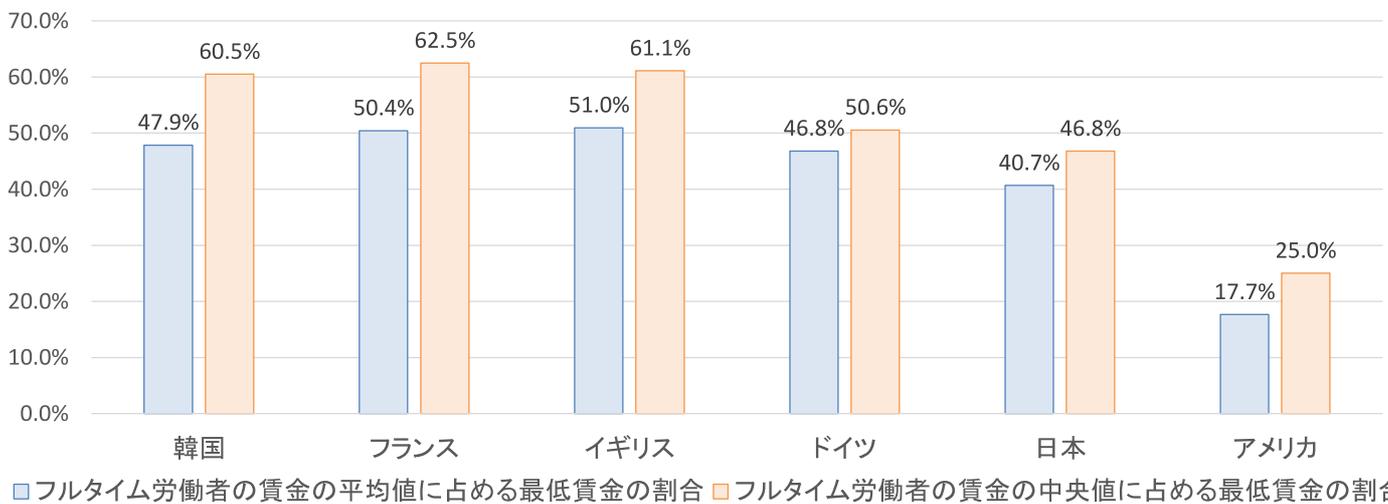
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。

2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

# フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合(2024年)



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

(注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

## 労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)
所定内給与額 + 特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 + 超過労働給与額 + 特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額+特別給与額」は、所定内給与額を、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)+超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額+超過労働給与額+特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)+超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

13

## 法人企業統計による企業収益①（年度）

(単位：億円、%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
	" 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
	" 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
	" 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
" 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	
前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
	" 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
	" 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
	" 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
	" 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

14

# 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		2023年				2024年				2025年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	" 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	" 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	" 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	" 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	" 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

15

# 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位：万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
2014年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益（営業利益 - 支払利息等） + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

16

# 法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

(単位：%)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	" 1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

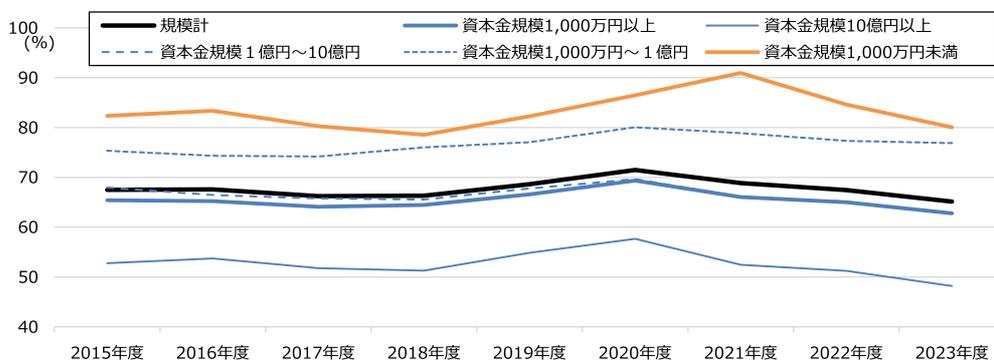
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。  
 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。  
 3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

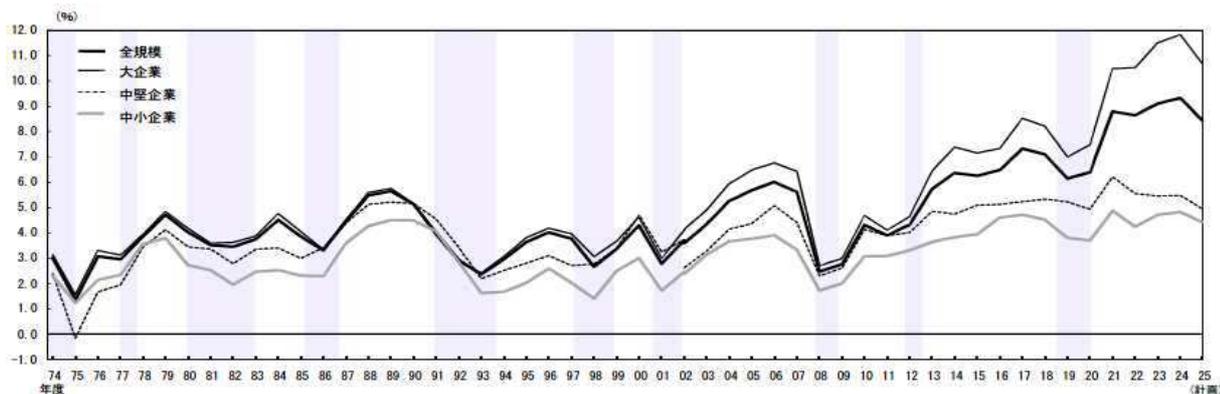
付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。

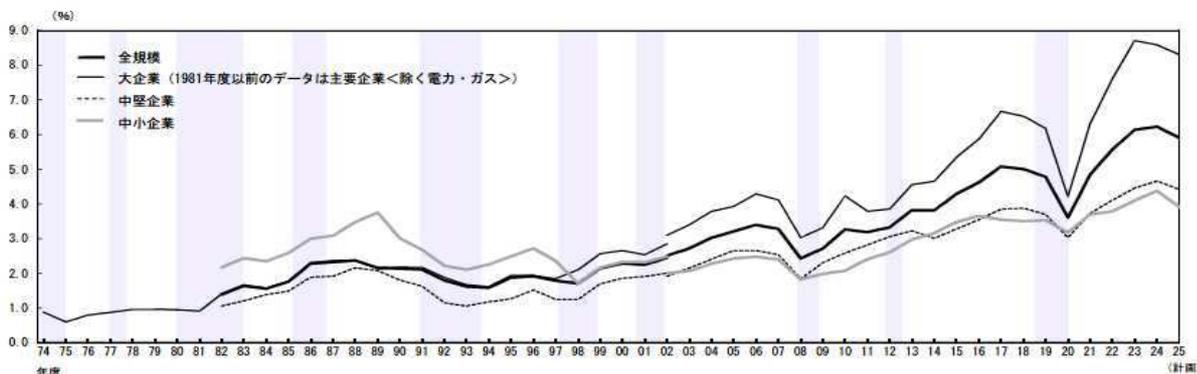


# 売上高経常利益率の推移（日銀短観）

## 製造業



## 非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年6月調査）

# 売上高経常利益率の推移（日銀短観）

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

(注) 売上高経常利益率

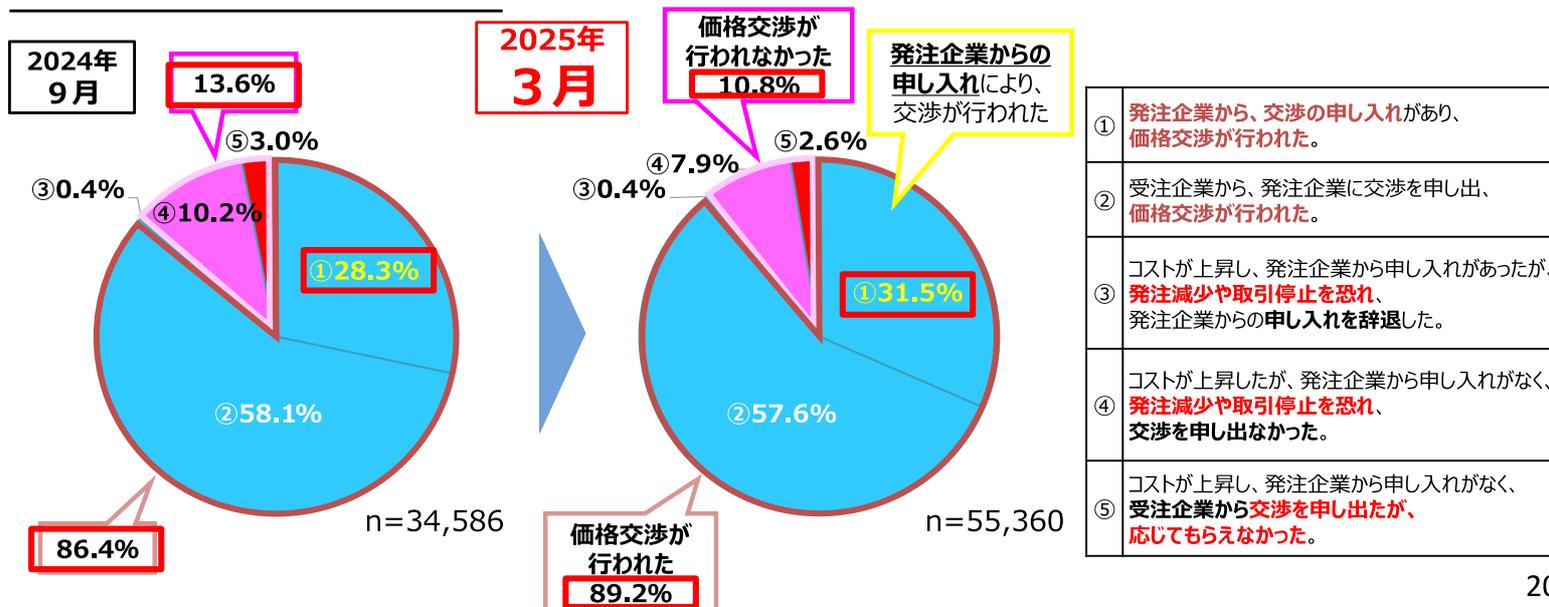
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

## 価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント増の31.5%**。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 **3ポイント増の89.2%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→10.8%）。
  - **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。**引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

### 直近6か月間における価格交渉の状況

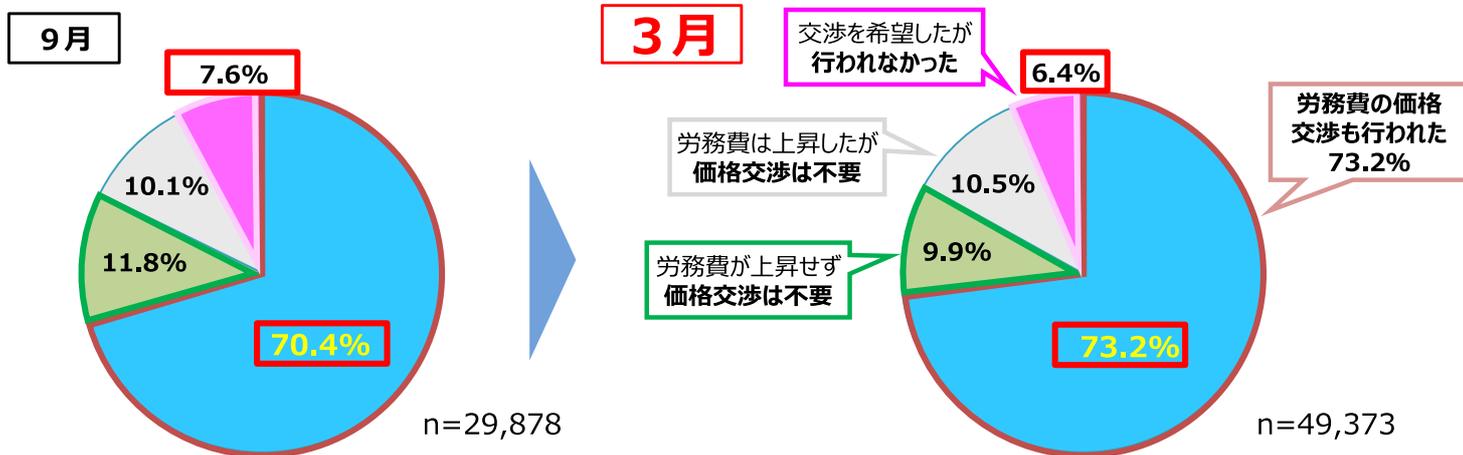


# 労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

## 労務費の交渉状況



### アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- ▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否された**。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

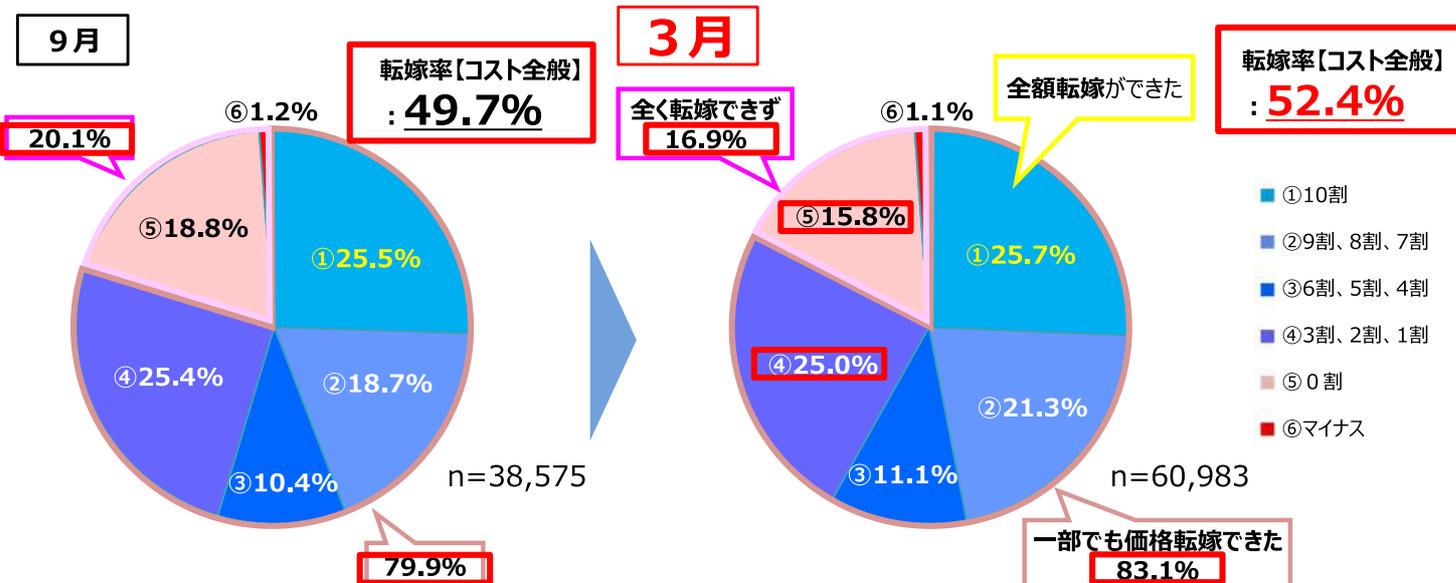
21

## 価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率は52.4%**。昨年9月より**約3ポイント増加**（前回49.7%→**52.4%**）。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は、前回から**約3ポイント増の83.1%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→**16.9%**）。
- **価格転嫁の状況は改善してはいるが**、引き続き、**転嫁できない企業と二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

### 直近6か月間における価格転嫁の状況



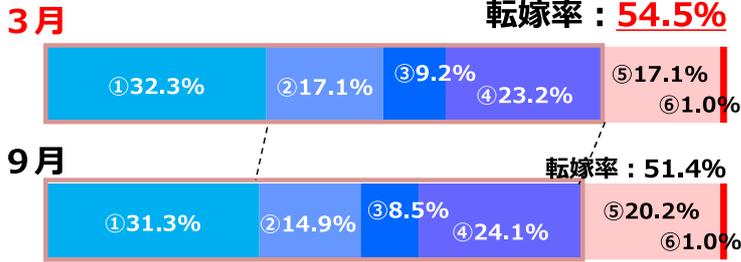
22

# 価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。**
- **エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。**
- **労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。**

## 原材料費



## 労務費

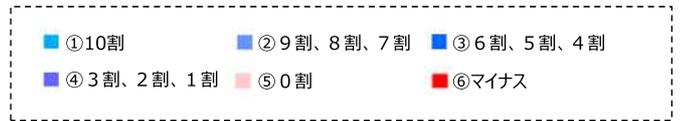


## エネルギー費



一部でも  
価格転嫁できた

全く転嫁できず  
or 減額



23

# 倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

## 【足下の推移】



## 【長期的な推移】



（資料出所）東京商工リサーチ

24

# 物価高倒産の状況

## 全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

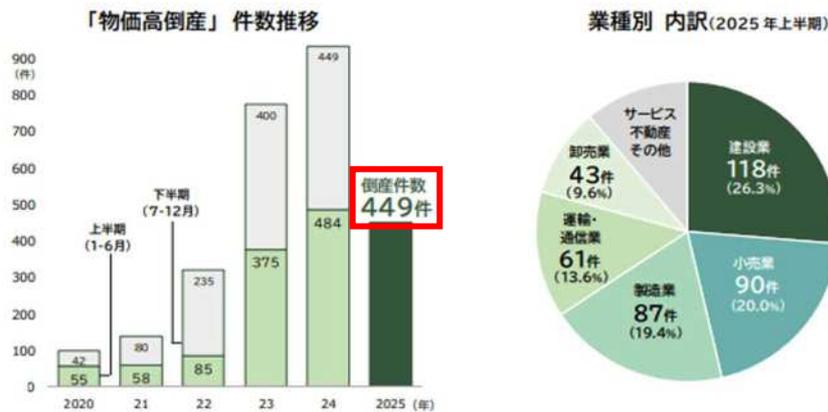
物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

## 全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

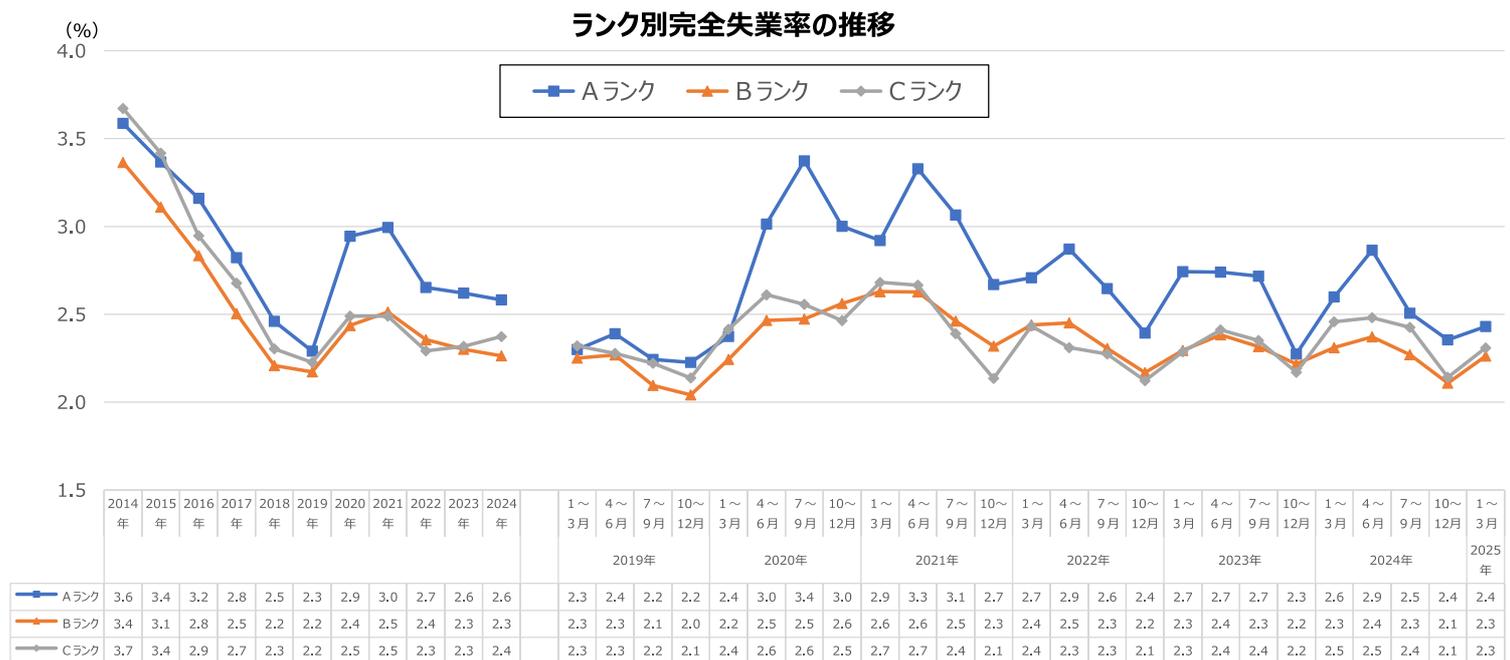
「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。



(資料出所) 帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年報）」、「全国企業倒産集計（2025年上半期報）」  
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

# ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

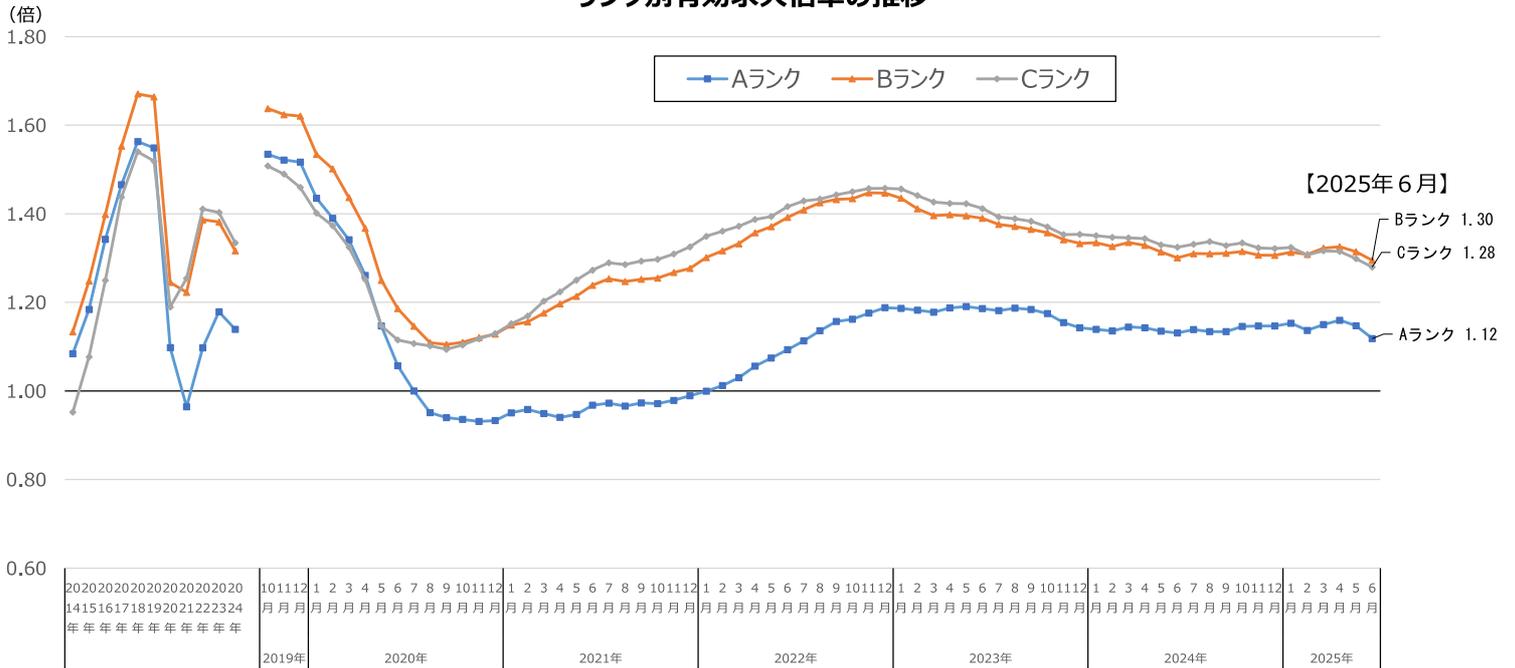


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。  
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。  
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移

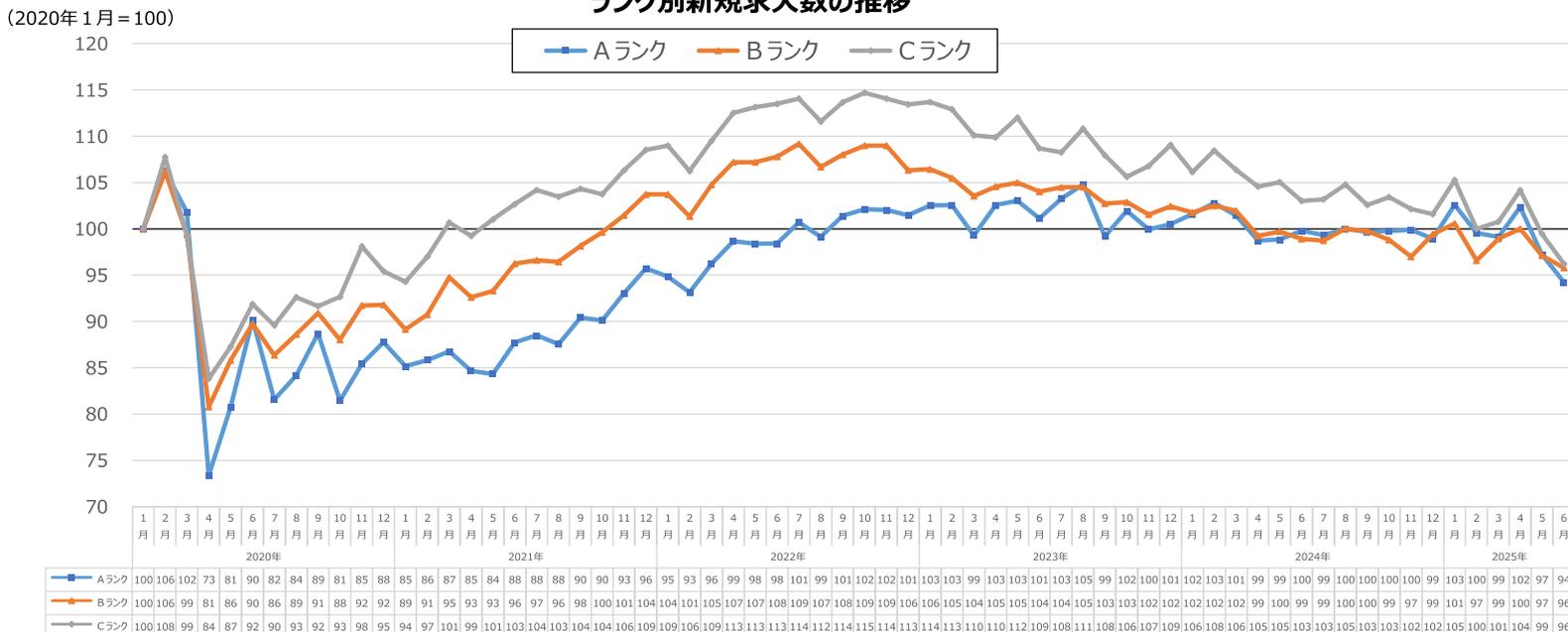


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

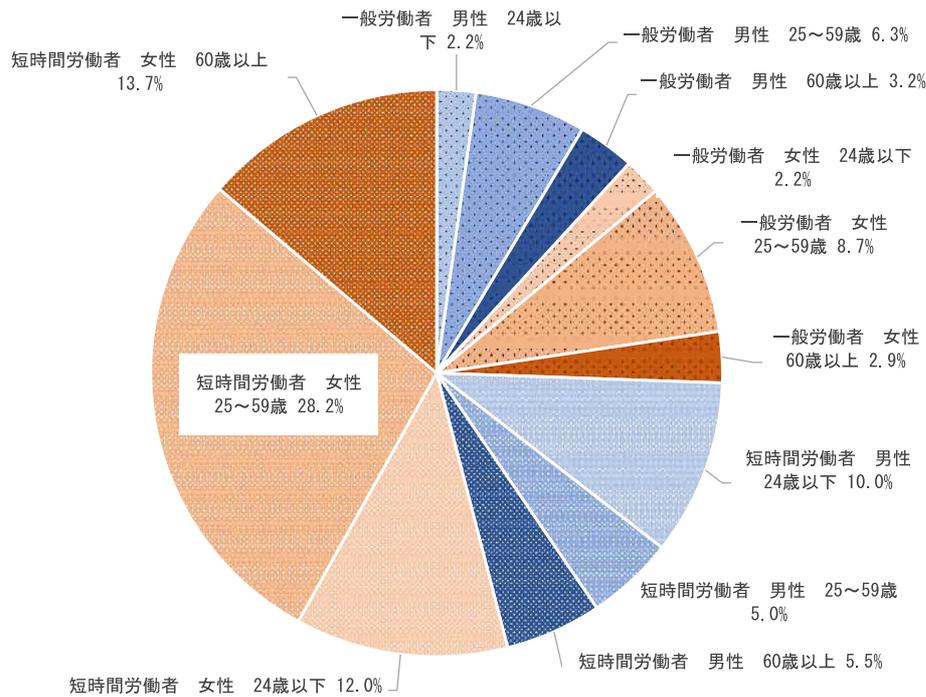
○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 最賃近傍雇用者構成比（2024年）

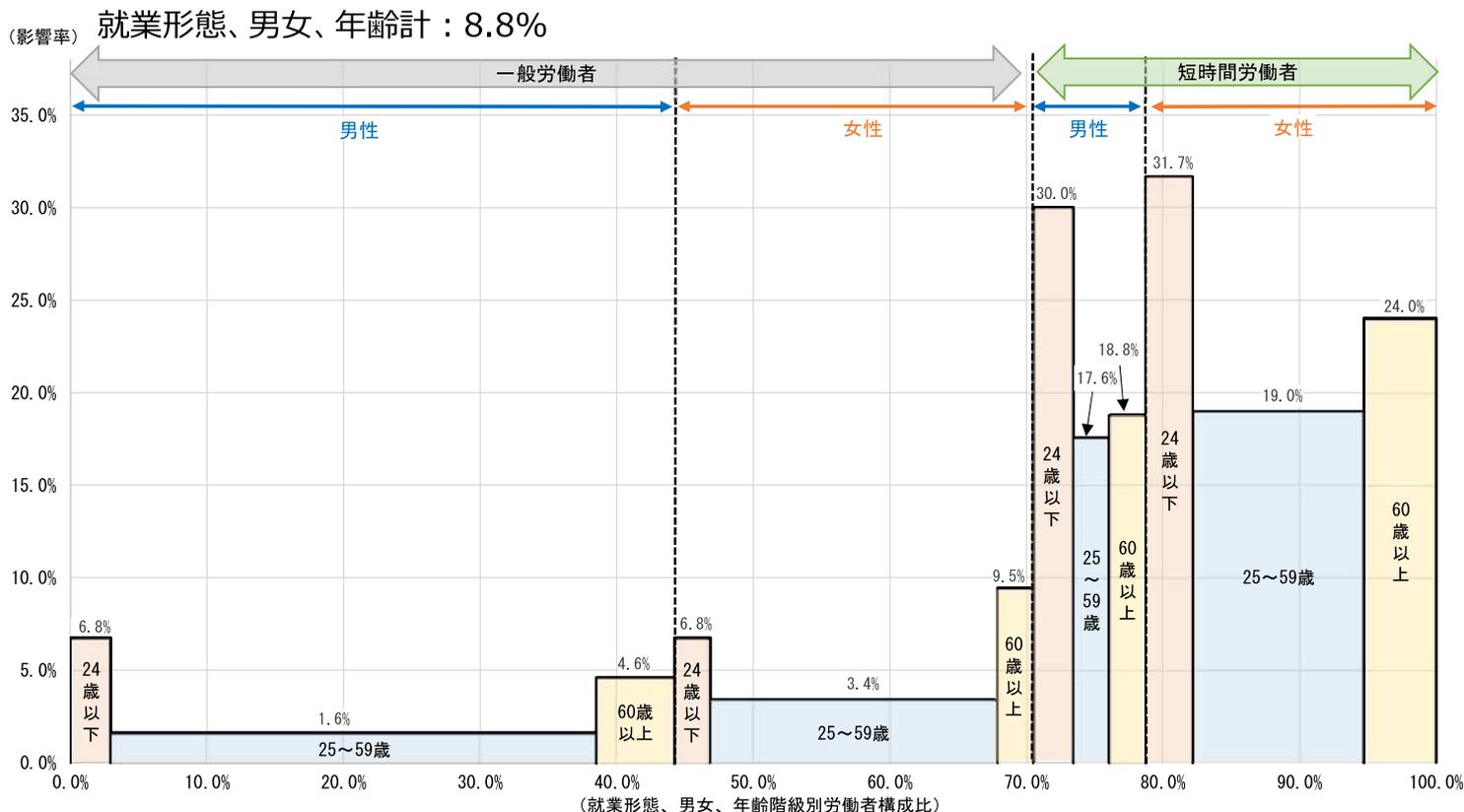


（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。

2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。  
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

# 就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）



（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。

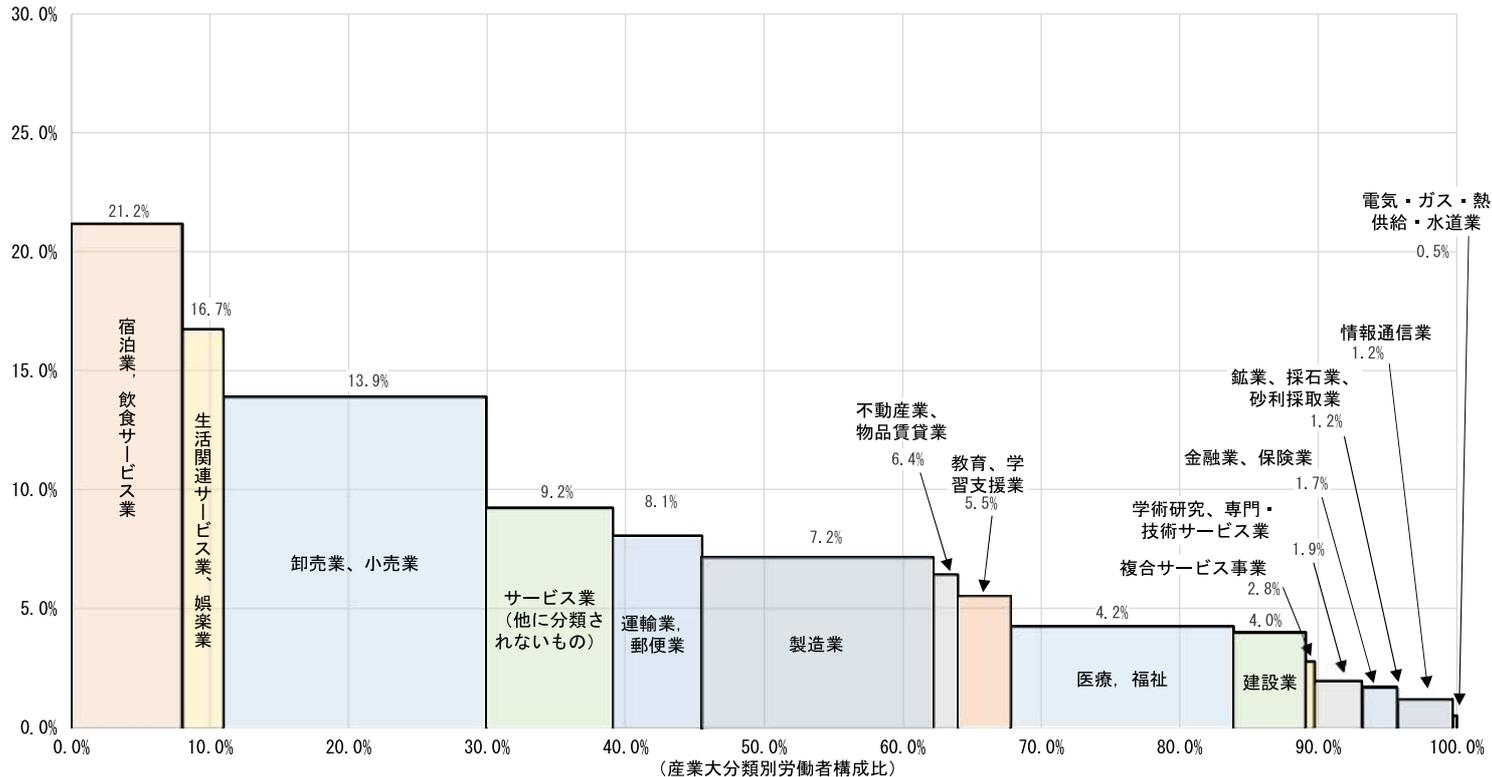
2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。  
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級別の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級別の常用労働者に占める比率）を示している。

# 産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

（影響率）産業計：8.8%



（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

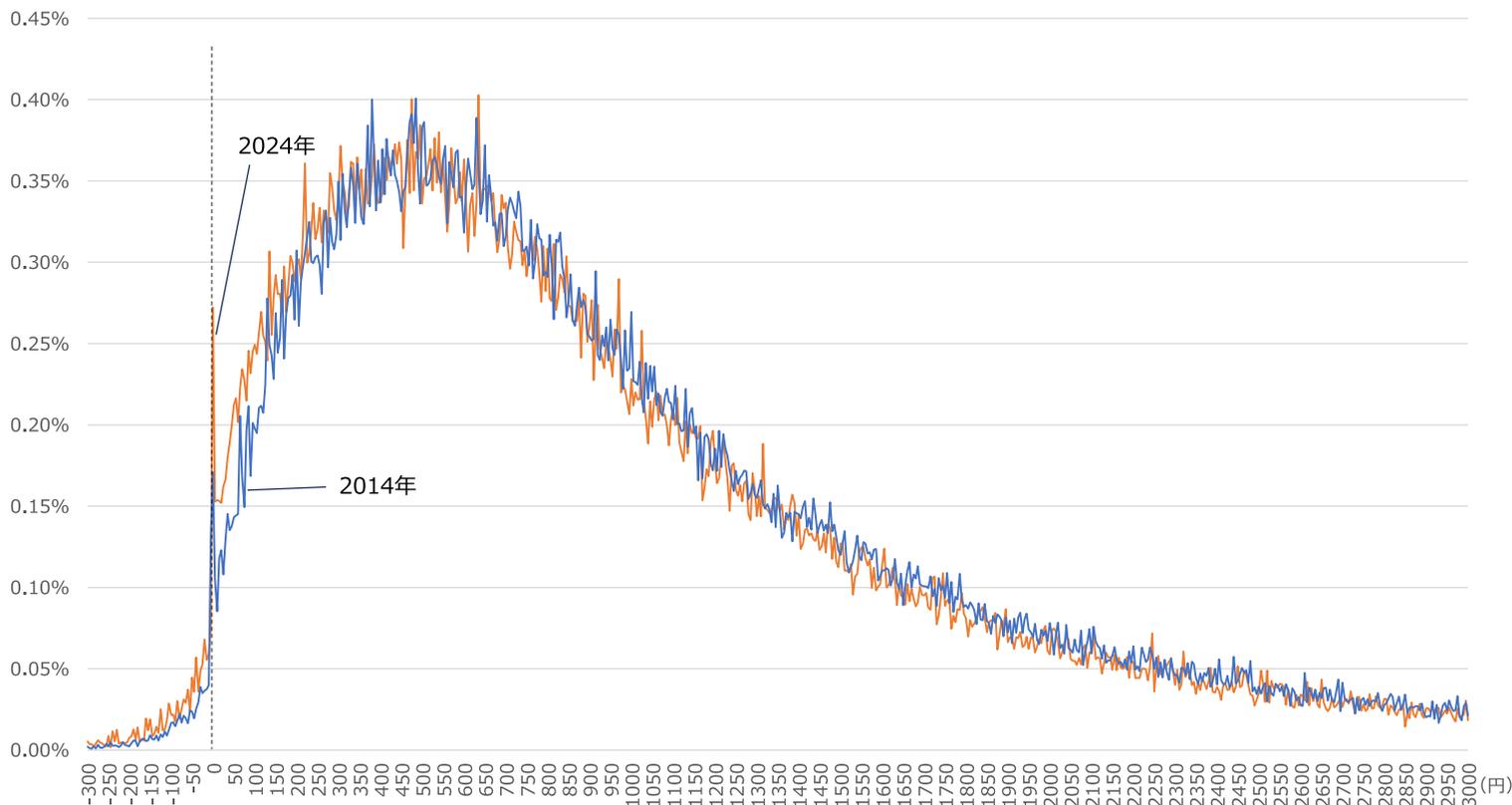
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 縦軸の「影響率」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

# 時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

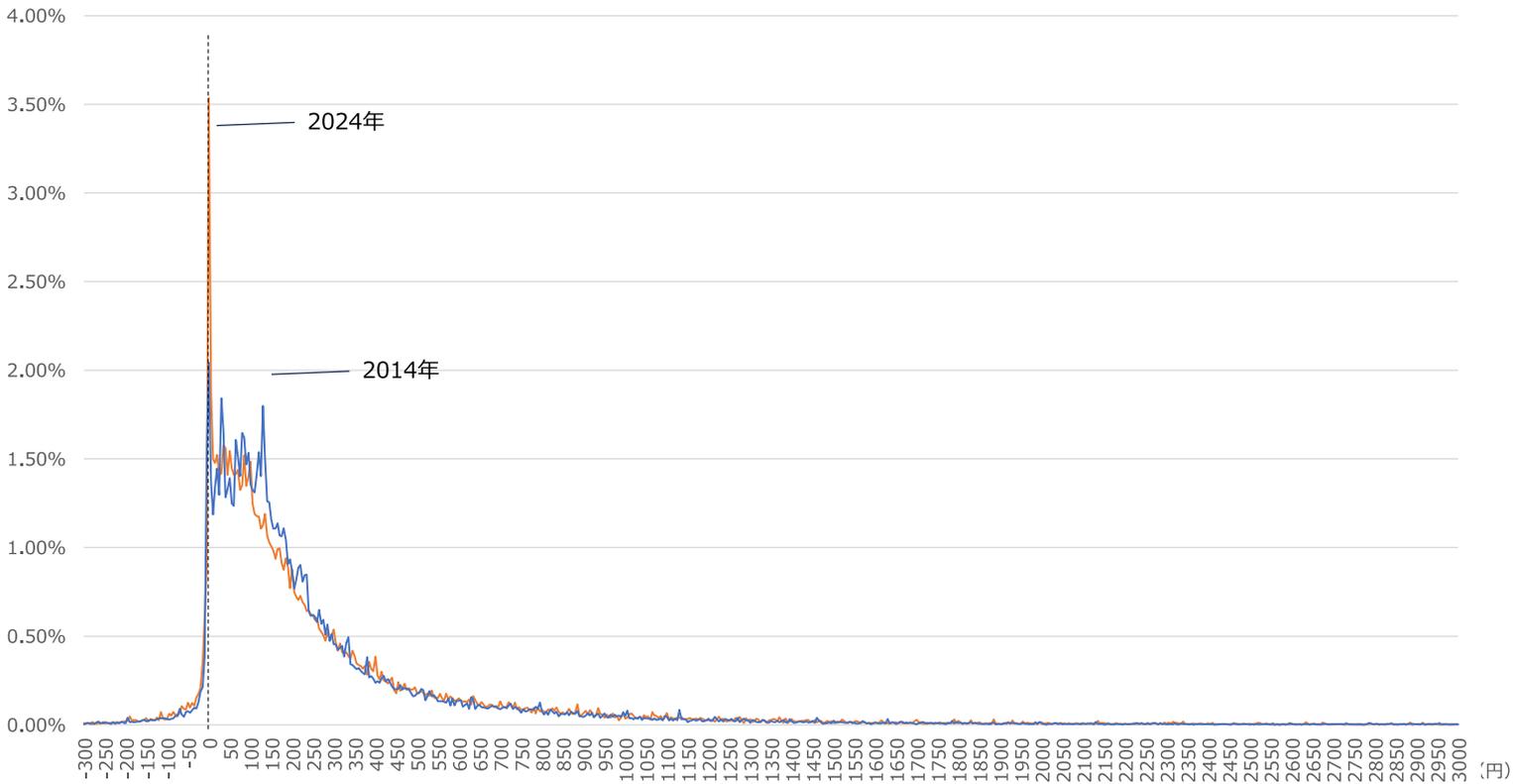
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

# 時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

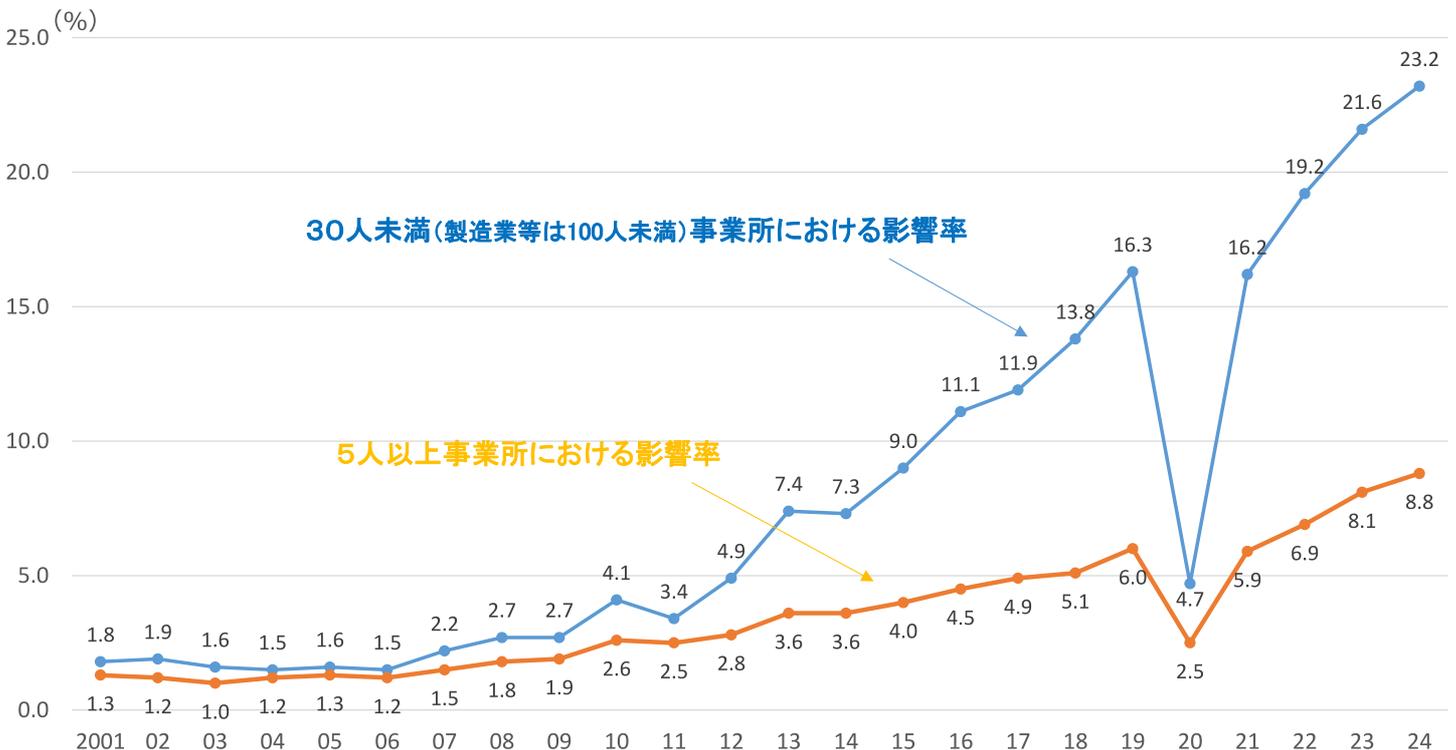


（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
- 2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
- 3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。
- 4. 2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

## 最低賃金の影響率の推移

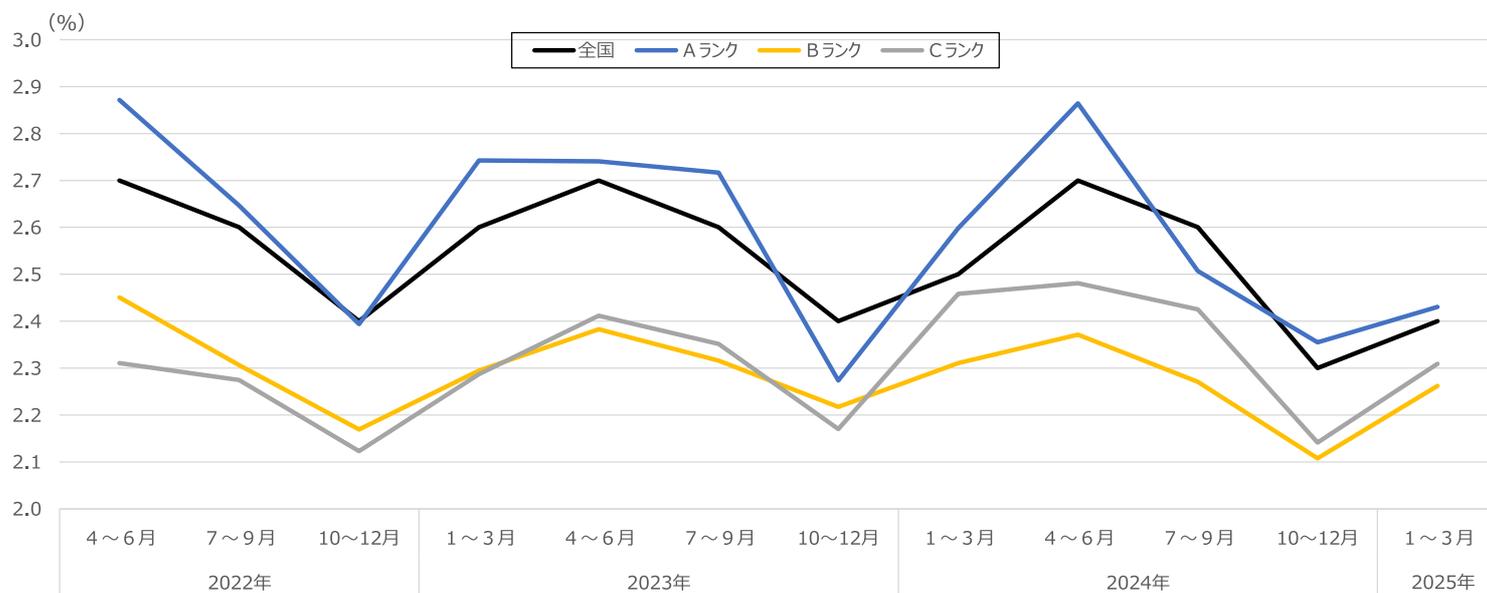
○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。  
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

## 完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

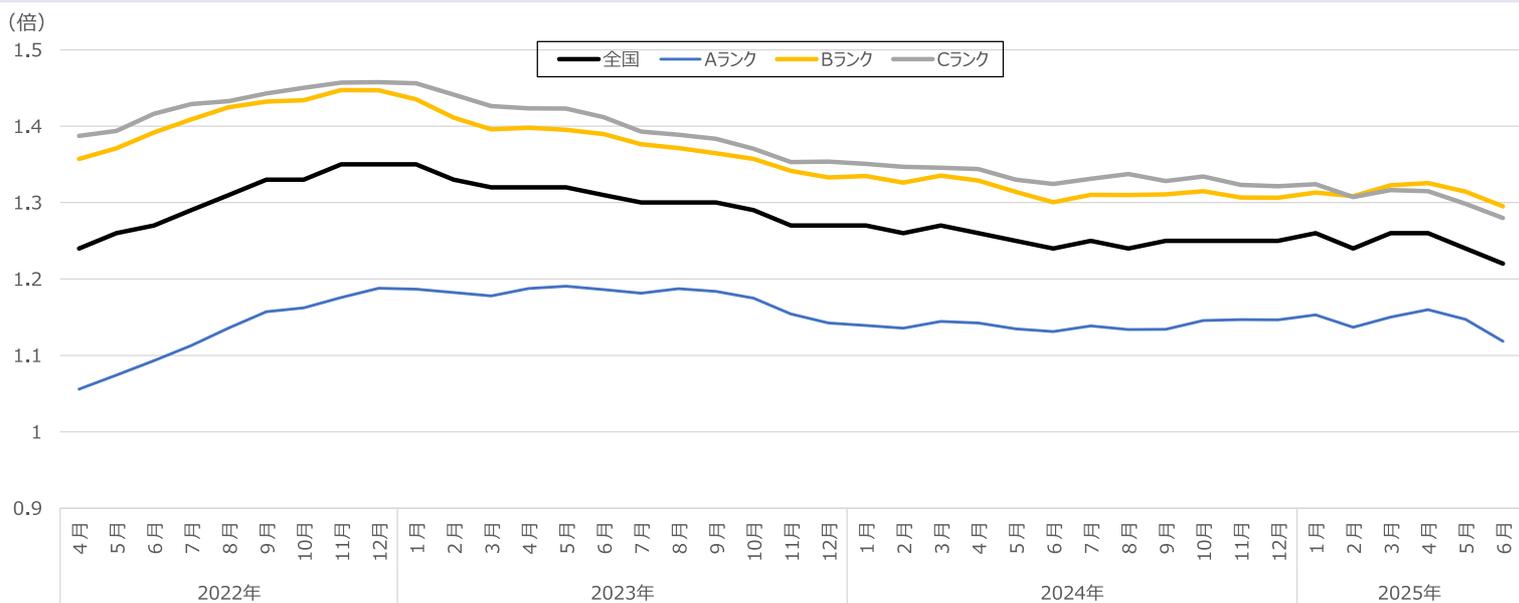
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## 有効求人倍率 (季節調整値)

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

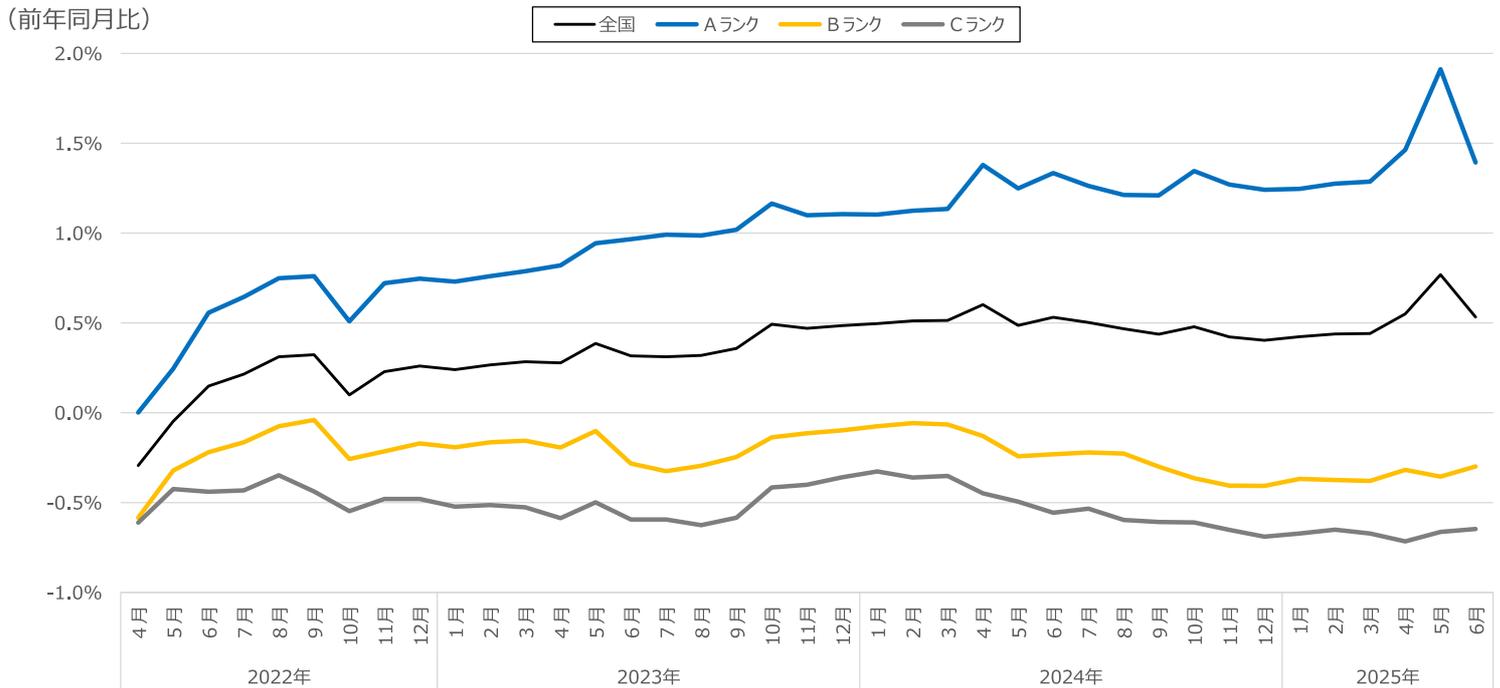
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## 雇用保険 被保険者数（前年同月比）

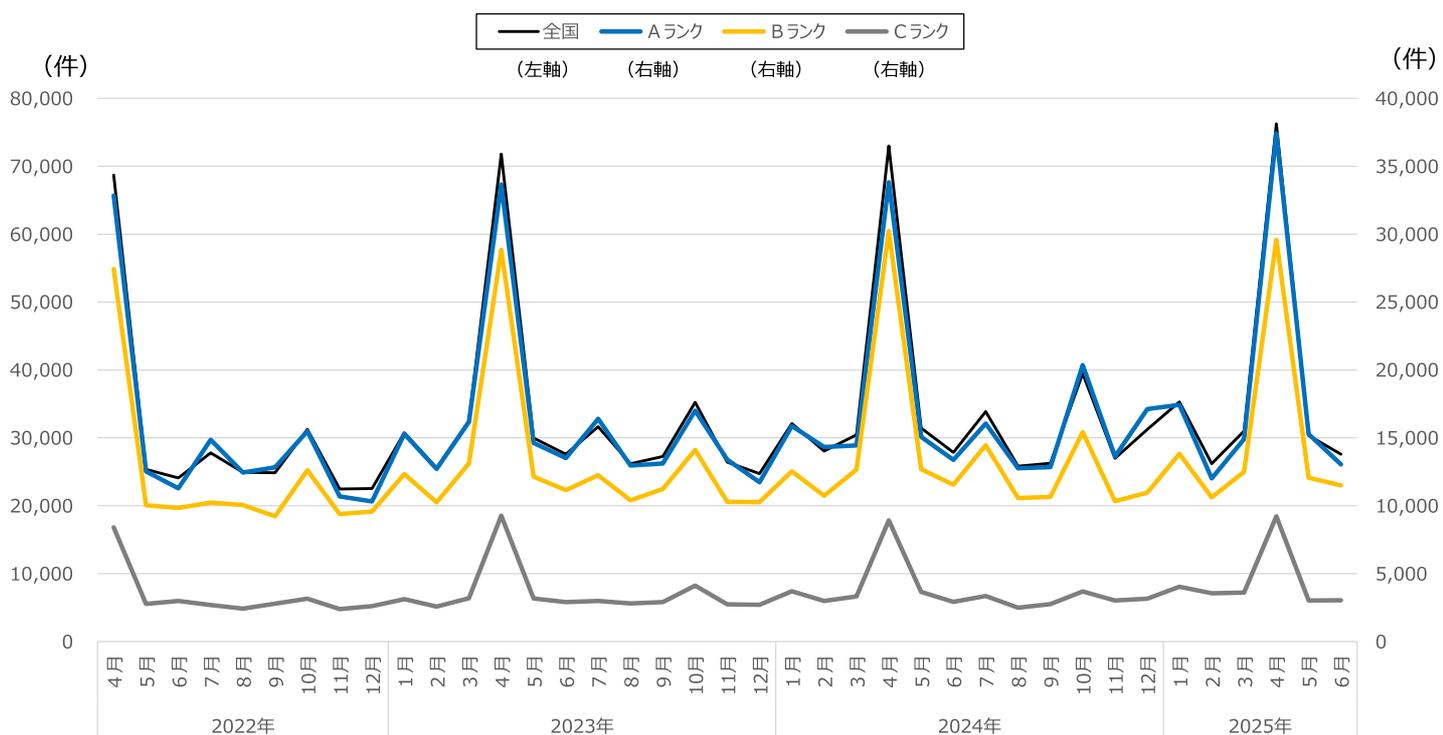
○ 雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

## 雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

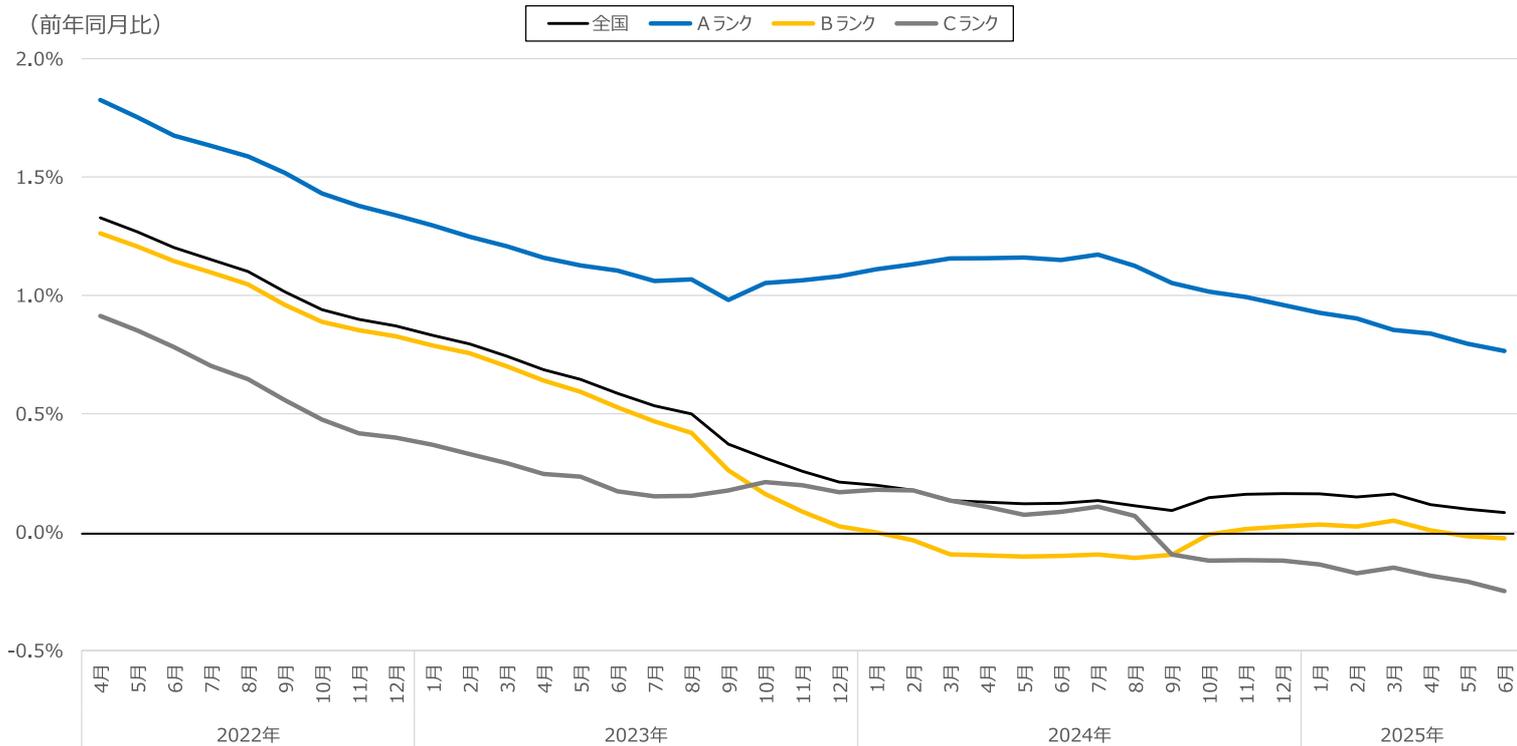
○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

## 雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。

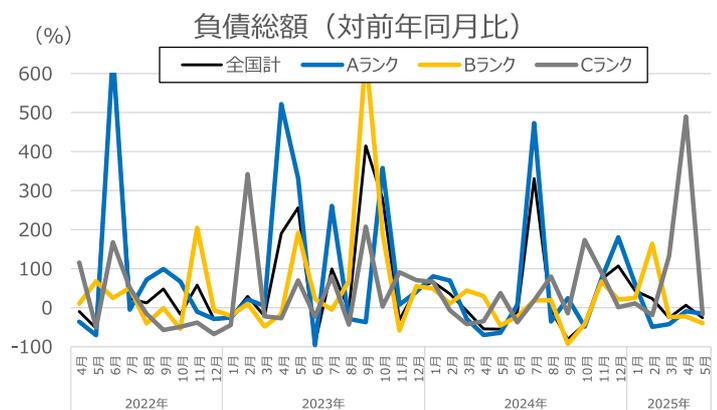
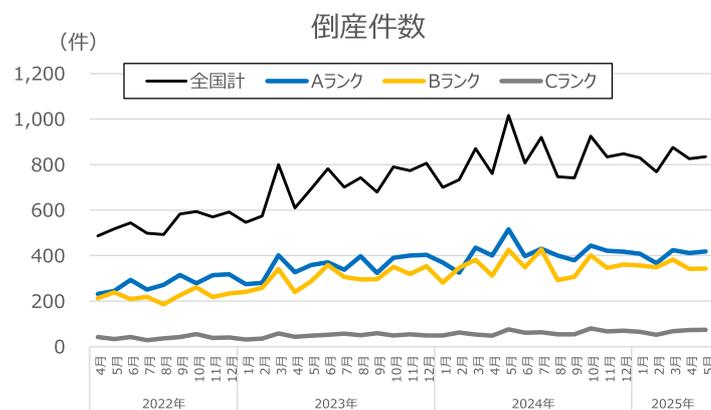


出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

39

## 倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

2022年4月 全国計：1,669%、Aランク：4,445%、2023年9月 Bランク：1,911%

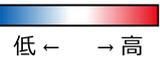
出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

40

# 完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年				2024年度 最賃引上げ額	
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月														
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.4	3.0	2.6	2.6	2.4	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	3.0	3.0	2.8	3.3	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	2.6	2.5	2.1	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	2.5	2.5	3.0	54	
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1	2.2	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	2.0	1.9	1.8	2.0	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	2.5	2.3	2.2	2.5	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.5	2.3	2.2	2.5	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.9	2.5	2.1	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	1.8	1.8	2.2	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	2.0	1.9	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	1.0	1.0	0.7	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.1	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	1.0	1.5	1.0	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	1.9	1.7	1.6	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	2.0	1.7	2.0	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	2.0	2.0	2.3	2.0	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.0	1.9	2.0	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.4	2.2	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	2.3	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3	2.3	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	2.1	1.7	2.4	2.1	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	1.7	1.4	2.1	1.7	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	1.4	1.7	1.4	2.1	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	2.5	2.1	2.6	2.5	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	2.0	2.0	2.3	2.0	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	1.8	1.6	1.5	1.8	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	2.0	1.7	1.1	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	2.0	1.8	1.9	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	2.4	1.9	2.1	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	2.9	2.8	2.7	2.9	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	1.6	1.6	1.9	1.6	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	2.1	1.8	2.0	1.8	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	2.4	2.2	2.5	2.4	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.0	2.9	2.8	2.8	56



出所：総務省「労働力調査」 都道府県別完全失業率（モデル推計値）

# 有効求人倍率（季節調整値）

(単位：倍)

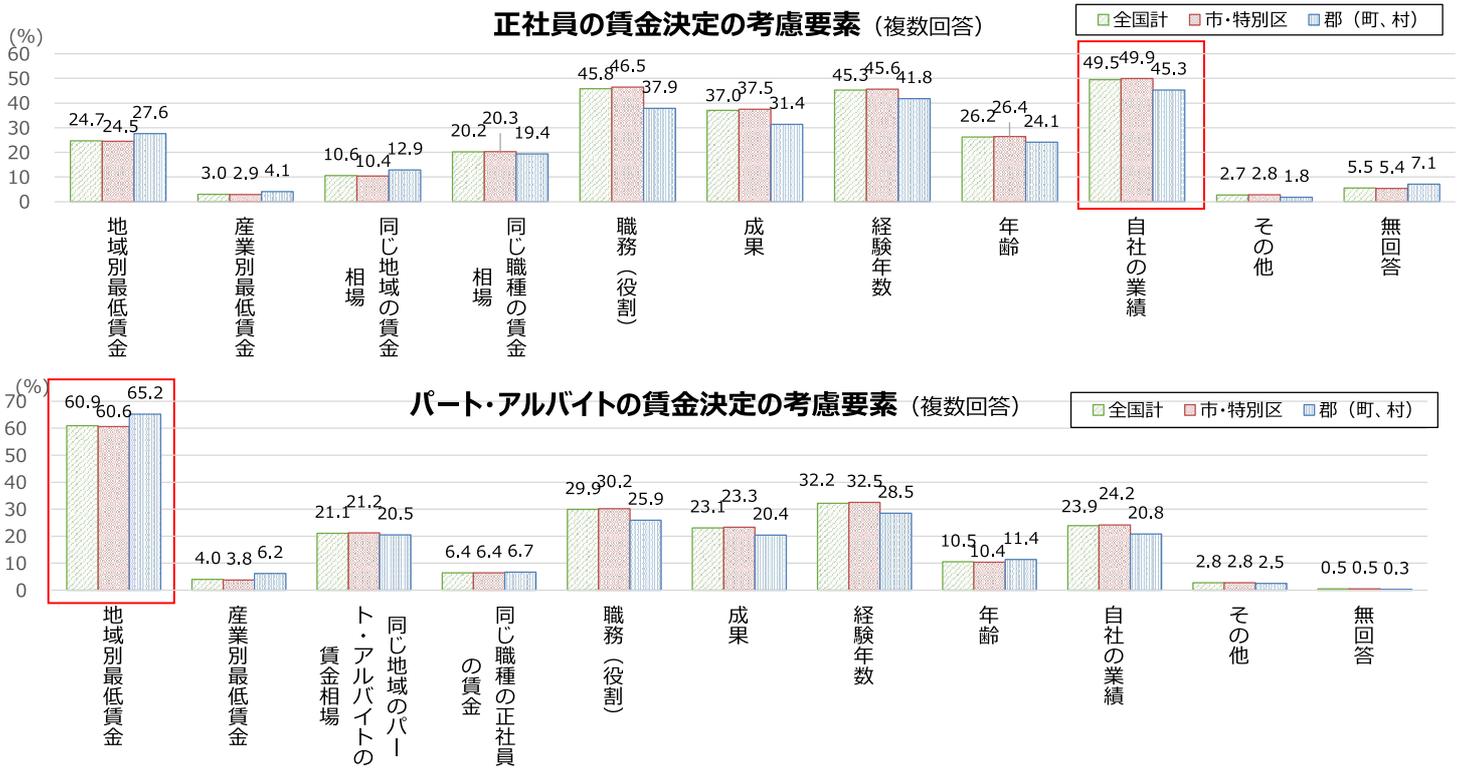
	2022年												2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	51						
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.98	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.00	1.00	50						
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.21	1.20	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	1.09	55								
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.22	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	1.19	1.19	59									
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	1.19	50							
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	1.20	54							
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	1.28	55							
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	1.30	52						
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.32	1.31	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.18	52					
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.19	1.16	50						
埼玉県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49</																																					





# 正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

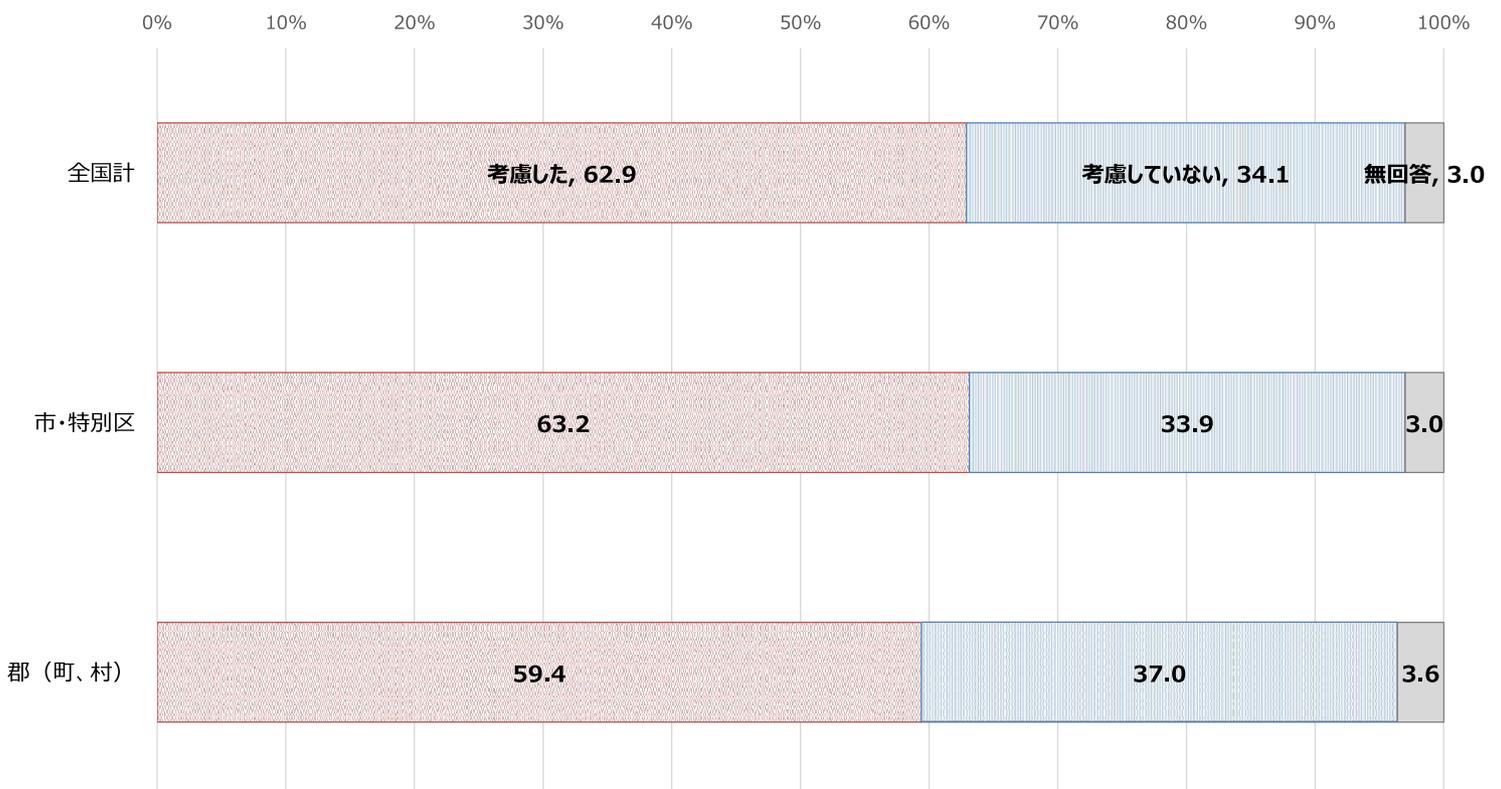
正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、上図は正社員がいる企業 (8,185社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (4,411社) について集計。  
出所: JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

# 賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。

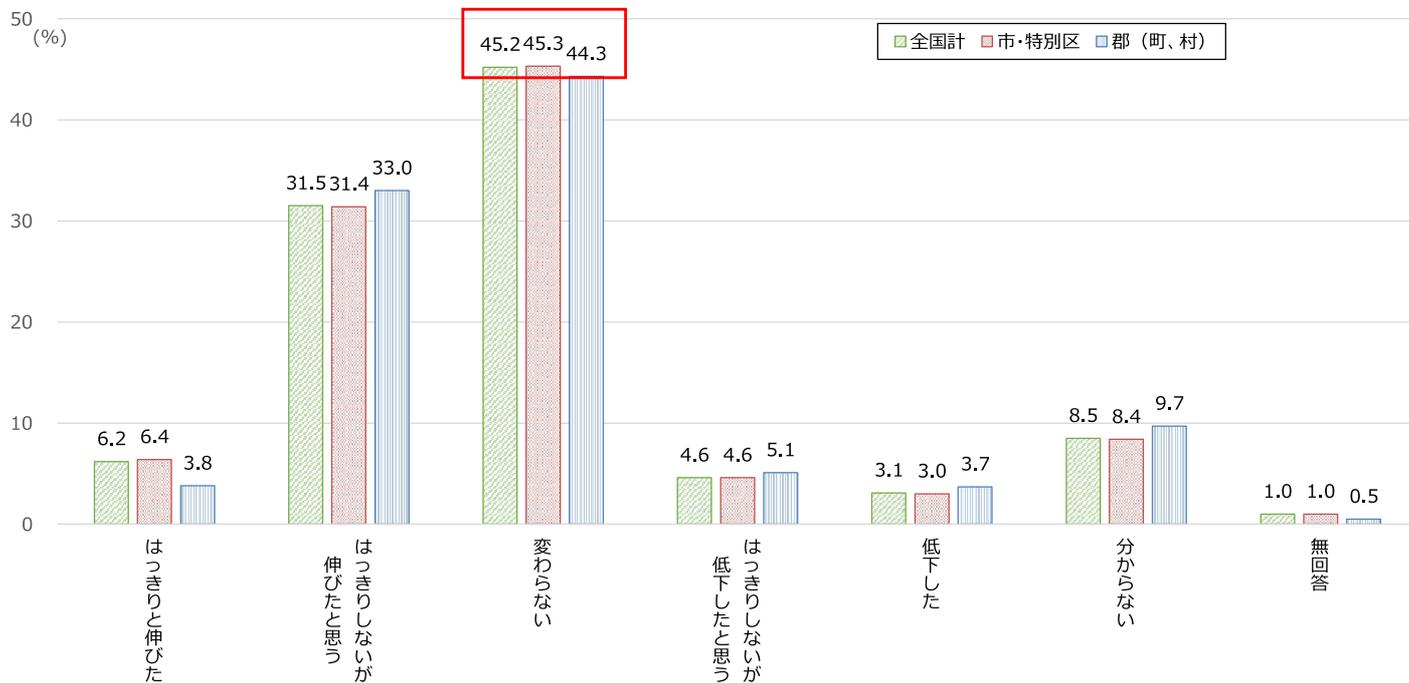


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、直近1年間に従業員 (正社員あるいは非正社員のいずれか) の賃金を「引き上げた」企業 (6,328社) について集計。  
出所: JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

# 最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

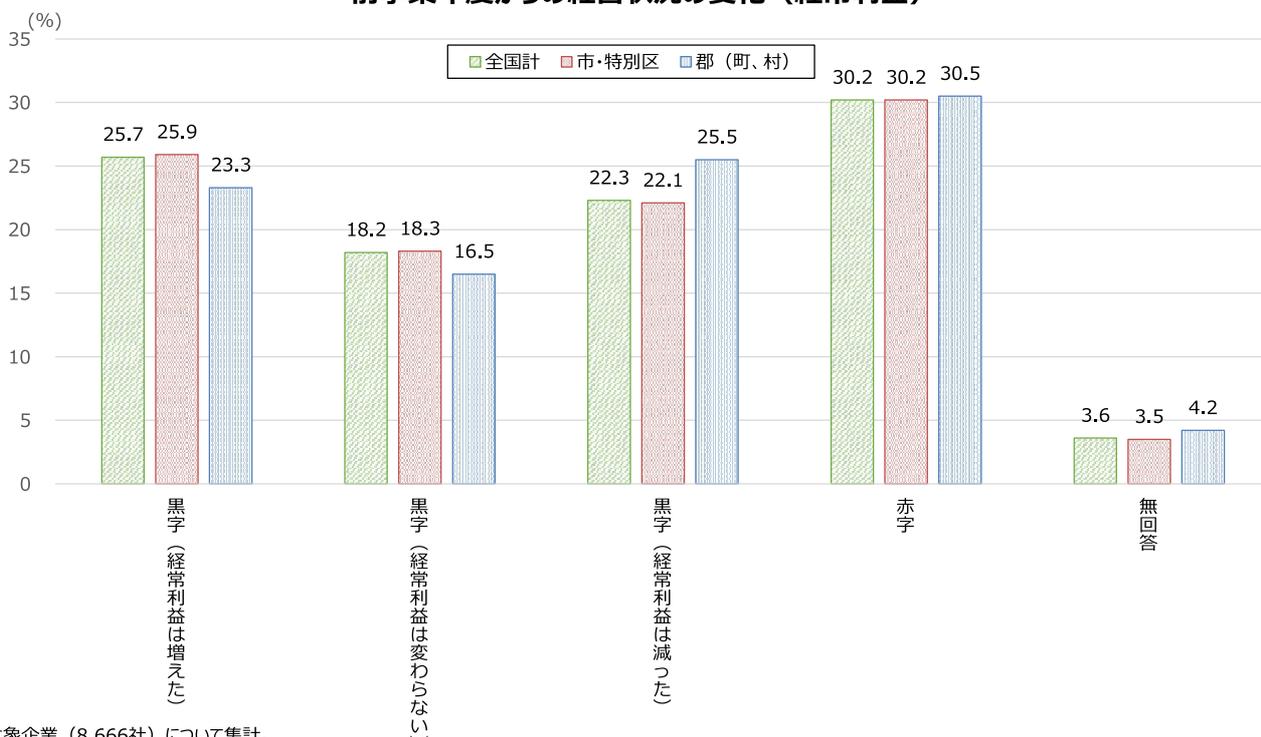


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査: 3,990社) について集計。  
出所: JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

## 前事業年度からの経営状況の変化 (経常利益)

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字 (経常利益は増えた)」が最も多く、郡 (町、村) では「黒字 (経常利益は減った)」が最も多かった。

前事業年度からの経営状況の変化 (経常利益)

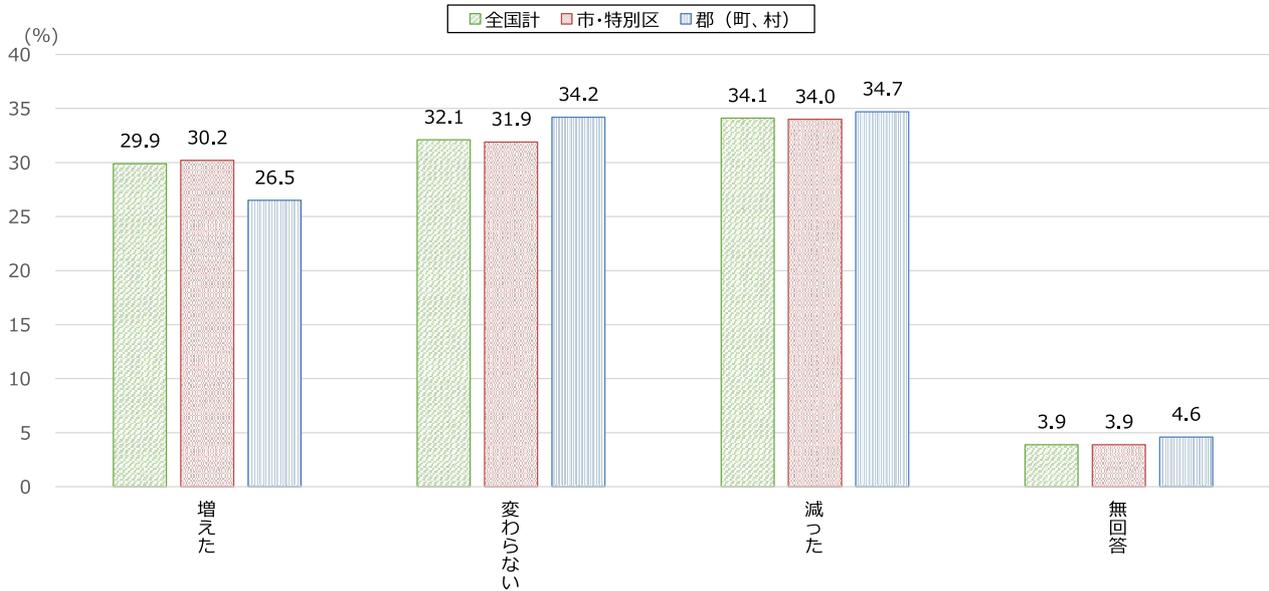


(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。  
出所: JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

## 前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



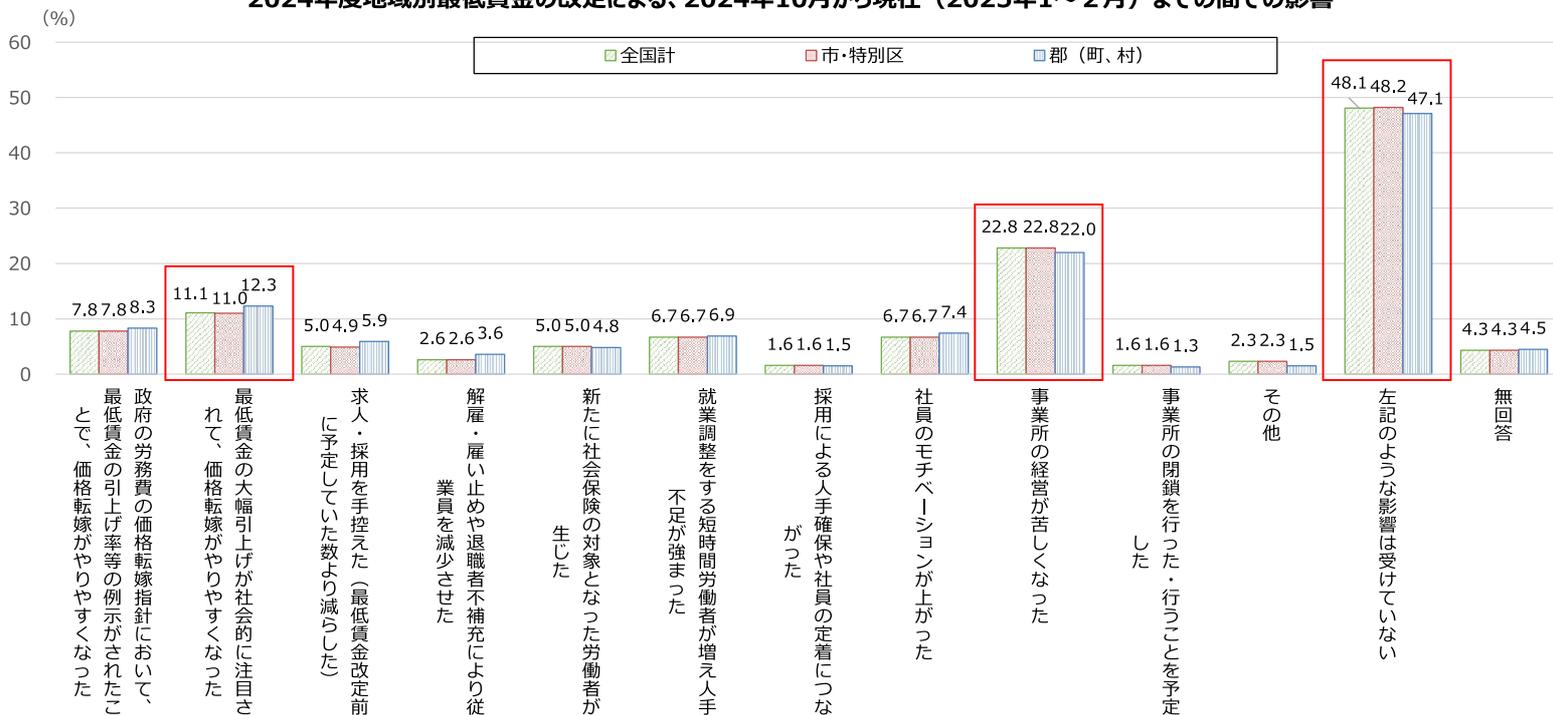
(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

## 2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響



(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

出所：JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年) の概要 (速報)

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和7年8月4日

## 1 はじめに

令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要があると主張した。

昨年を上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果であると述べた。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年の一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須であること、また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきと主張した。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要であると述べた。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域が自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきと主張した。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴

い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることから、雇用情勢への影響は極めて限定的と主張した。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めると主張した。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しいと主張した。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねないと主張した。

最低賃金法に定める決定の三要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料からの確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、三要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方に一切変わりはないと述べた。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、三要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要と主張した。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと、審議を尽くすべきと強く主張した。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り返され

られている地域があり、その際、三要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性を指摘した。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるように、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したいと述べた。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により 10 月 1 日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和 5 年全員協議会報告の 1（2）で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃

金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築すること

を要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

(以下、別紙1と同じ)

令和7年度岩手地方最低賃金審議会  
岩手県最低賃金専門部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	近 藤 信 一	岩手県立大学 教授
	齋 藤 信 之	元 岩手県労働委員会 事務局長
労働者代表委員	小 菅 孝 広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山 田 清 秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	藤 田 芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス燃料株式会社 専務取締役
	宗 形 金 吉	岩手県商工会連合会 専務理事

(五十音順)

## 令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画

日程変更(案)

令和5年度		令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	
5月19日(金)	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6月7日(金)	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	
6月16日(金)	6月20日(木)	午前	実地視察	盛岡市 製造業・生活関連サービス業	R7.6.10(火)	1日	実地視察		
6月30日(金)	6月25日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	R7.7.11(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7月4日(火)	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7月28日(金)	7月25日(木)		中央最賃審	目安答申	8月上旬		中央最賃審	目安答申	
8月1日(火)	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	
8月2日(水)	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	
8月3日(木)	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
8月4日(金)	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.20(水)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
8月7日(月)	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R7.8.21(木)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	
					R7.8.27(水)	午前	予備日		
8月8日(火)	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R7.8.28(木)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	
8月21日(月)	9月4日(水)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R7.9.2(火)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	
					R7.9.5(金)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議	
8月24日(火)	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R7.9.16(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	
9月28日(木)	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R7.9.30(火)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	
10月13日(金)	10月31日(水)	13:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月18日(水)	11月7日(木)	13:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審	
10月12日(木)	10月24日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月17日(火)	11月15日(金)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審	
10月13日(金)	11月12日(火)	9:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月19日(木)	11月14日(木)	13:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審	
10月11日(水)	10月25日(金)	8:30	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
10月27日(金)	11月19日(火)	13:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審	
							②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
							③百貨店	金額審議 結 審	
10月31日(火)	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R7.10.31(金)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	
開催せず 11月16日(木)	開催せず 12月10日(火)	14:00	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R7.11.18(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	
1月25日(木)	1月24日(金)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.1.23(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	
3月22日(金)	3月21日(金)	10:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	

2025年7月16日

岩手労働局  
局長 白石 好春 様  
岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 様

日本労働組合総連合会岩手  
会長 伊藤 裕  
日本労働組合総連合会岩手  
労働局長 山田 清

## 2025年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について

標記の職場決議について以下の内容にて要請いたします。

1, 292筆

岩手地方最低賃金審議会会長 様

## 令和7年度 岩手地方最低賃金の改正に関する要請書【職場決議】

最低賃金の改善に向けご努力いただいている貴職をはじめ審議会関係者の皆様に敬意を表します。

最低賃金は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資する」ことを目的とされています。

この間、関係者の努力により、本県でも最低賃金の改善が図られてきましたが、政府は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）の中で最低賃金の引き上げに関し、「適切な価格転嫁と生産性向上支援によって最低賃金の引き上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」とともに、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」としています。さらには、「物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させるため価格転嫁の円滑化等の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実する。」としています。

本県の最低賃金は現在952円と過去最高の59円の引き上げとなり、最下位は脱しましたが依然下位となっています。

このことは、隣県や中央との額差拡大につながることや、子どもの貧困や教育格差、人手不足が深刻化する中において人材確保をさらに厳しくしている要因となっています。

岩手県議会は、本年3月25日「2020年代に全国平均1,500円の達成に向けて、向こう5年間で到達を見据えた引き上げを実現すること」をはじめ、令和7年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」が採択され、国の関係機関および貴審議会並びに岩手労働局長あてに提出されています。

このような状況から、今年度の岩手地方最低賃金の改正にあたり、職場決議として次の事項を強く要請いたします。

1. 国の「2020年代に全国平均1,500円の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。」との方針等を踏まえ、岩手県議会の意見書にそって、地方最低賃金の引き上げを行い、向こう5年間で到達を見据えた引き上げを実現すること。
2. 令和6年度岩手地方最低賃金の改正では、全国最下位は脱したものの、都市部や東北六県内でも額差が生じていることから、岩手地方最低賃金審議会において、全国下位からの脱却、県外への人材流出を防ぐためにも隣県を意識しつつ、額差解消を踏まえて審議すること。
3. 特定（産業別）最低賃金の改正については、一部業種で据え置かれている現状があるが、これまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申し出について審議し改正すること。

2025年 7月15日

組織名 日本労働組合総連合会岩手

代表者 会長 伊藤 裕一

令和7年7月22日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 様

一般社団法人 岩手県タクシー協会

会長 川崎 利洋  
(労務委員長)

岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について

謹啓 平素はタクシー事業の運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り受けた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっています。

特に、県内のタクシー事業者は中小零細事業者であり、国の「雇用調整助成金」や岩手県の「タクシー事業者運行支援交付金」等を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続し、地方創世の担い手として、鉄道・バスでは対応できない地域の「ラストワンマイル」の公共交通機関として、日夜必死に努力を続けておりますが、需要減少による営業収入の減収が続き、経営環境は大変厳しい状況が続いており、廃業する事業者が増加傾向にあります。

もとより、賃金の引上げが実現され、経済が成長するとともに、国民生活がより豊かになることは国民が均しく願うところであり、物価上昇下における賃金引上げの必要性についても理解するところですが、国の認可運賃の収入によるタクシー事業では、価格転嫁をすることができず、急激な賃金の上昇は経営環境に与える影響が非常に大きいところではあります。

岩手県の最低賃金額は現在、全国最低水準となっており、他県との比較の中で厳しい環境と理解していますが、政府の「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現する必要があるならば、特に地方の中小企業・小規模事業者に配慮して、生産性向上

を図り、賃上げの原資の確保につなげる取組を、適確に実施するよう働きかける必要があると考えます。

つきましては、貴職におかれては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に沿ってご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解をいただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるにあたりましては、地域間格差と賃金支払能力を十分考慮するとともに、生産性向上の支援については、地方創生や公共性に配慮した助成金等の創設により、多くの企業が現実的な賃上げを実現できるような配慮を含めて、慎重にご審議をいただくよう強く要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

2025年7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

いわて生協労働組  
執行委員長 高橋

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、いわて生協労働組合として以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1,500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

### 2. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

昨年の最低賃金の改定で最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円となりました。この格差は1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になり、若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

いわて生協では、人手不足が解消されず、この間賃上げや労働条件の改善をすすめています。そうした改善をすすめてもおお、いわて生協の店舗の欠員は135名（4時間換算）にもなります。限られた労働力の奪い合いになり、特に県南地域の人手不足は深刻です。中央最低賃金審議会は一昨年、最低賃金の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1,500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8,003円（税込み）、最低賃金額は1,484円（173.8時間換算）～1,720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。最低賃金の地域間格差は、その地域の最低賃金の高低と人口の増減には相関関係があるとされており、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因の一つともなっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1,500円以上にすることが求められています。

### 3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

いわて生協では現在2,154名の職員が在籍していますが、そのうちの71.3%の1,537名が時給制で雇用されています。

いま、私たちの生活に、米価をはじめとした食料品の急激な上昇、燃料及びあらゆる物とサービスの高騰が襲っています。国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

いわて生協では、今年の春闘においてパート職員の基本時給をそれまでの時給から 25 円引上げ 1,000 円としましたが、この間の物価高騰などにより賃上げしても暮らしが楽になった実感はありません。

いわて生協労働組合では毎年その年の最低賃金で 1 か月間暮らしてみる“最低賃金体験運動”に取り組んでいますが、今年は 22 名が参加しました。「贅沢な生活をしているわけではないが、最近物価高騰の影響で食費、光熱費が増えている。家計の赤字部分はダブルワークをして補わなければならない。最賃が大幅に上がってほしい」「家計簿を集計して改めてこんなに出費していることに驚きました。チラシを見て買ったり、嗜好品を我慢して節約をしましたがこの物価高騰ではお金がかかりすぎます。早期に最賃 1,500 円を願います」「毎日使う電気、ガス水道も値上がりしてやりくりが大変でした。老後の事も心配です」等の感想が寄せられました。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えます。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第 1 条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

厚生労働省が 2 月 5 日に発表した「毎月勤労統計調査 2024 年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模 5 人以上）での実質賃金指数は、前年から 0.2% の減少となり、3 年連続での前年比マイナスとなっています。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いています。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要があります。そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要です。

#### 4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げるとは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

政府は 2024 年 11 月 22 日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としており、これを実現するためには、毎年 89 円の引上げが必要で、この目標達成のためにも充実した中小企業支援策が必要です。

つきましては、2025 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

#### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1,500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤信之 殿

020-0015

盛岡市本町通2丁目1-26 浅沼ビル5階

電話 019-625-9191

岩手県労働組合連合会  
(いわて労連)  
議長 中野 るみ子

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、岩手県労働組合連合会として以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1,500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

### 2. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

昨年の最低賃金の改定で最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円となりました。この格差は1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になり、若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

職場では、人手不足が深刻で解消されず、この間賃上げや労働条件の改善をすすめています。しかし実質賃金を上回る賃上げに届いておらず、限られた労働力の奪い合いも起きています。中央最低賃金審議会は一昨年、最低賃金の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1,500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8,003円（税込み）、最低賃金額は1,484円（173.8時間換算）～1,720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。最低賃金の地域間格差は、その地域の最低賃金の高低と人口の増減には相関関係があるとされており、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因の一つともなっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1,500円以上にすることが求められています。

### 3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

いま、私たちの生活に、米価をはじめとした食料品の急激な上昇、燃料及びあらゆる物とサービスの高騰が襲っています。国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

いわて非正規労働者センター（いわて労連の内部組織）では、毎年その年の最低賃金で1か月間暮らしてみる“最低賃金体験運動”に取り組んでいますが、今年は22人が参加しました。「贅沢な生活をしているわけではないが、最近では物価高騰の影響で食費、光熱費が増えている。家計の赤字部分はダブルワークをして補わなければならない。最賃が大幅に上がってほしい」「家計簿を集計して改めてこんなに出費していることに驚きました。チラシを見て買ったり、嗜好品を我慢して節約をしましたがこの物価高騰ではお金がかかりすぎます。早期に最賃1,500円を願います」「毎日使う電気、ガス水道も値上がりしてやりくりが大変でした。老後の事も心配です」等の感想が寄せられました。

また、いわてローカルユニオンの青年部である「いわて青年ユニオン」は、岩手地方最賃審議会に向けた個人意見書と呼びかけました。最低賃金で働く当事者が多く記入し、切実な声をよせています。「せめて物価の上昇分は上げてほしい。食費はほぼ2倍に上がっています。でも会社は一部上場をめざしていると聞きます。東京の最低賃金とは211円の差。私の給料で月3万7,347円も高い事になる。この差を少しでも縮めてほしい」など切実で具体的な声が寄せられています。また、「岩手県の最低賃金は全ての県民に関わる事。ライブ配信やアーカイブ配信などで全ての審議会の公開をしてほしい」など提案も出されているところです。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であるとは言えません。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

厚生労働省が2月5日に発表した「毎月勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.2%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなっています。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いています。昨年84年の引き上げを決断した徳島では、実質賃金が上回る月が継続しています。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要があります。そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要です。

### 4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げるとは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

政府は2024年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としており、これを実現するためには、毎年89円の引上げが必要で、この目標達成のためにも充実した中小企業支援策が必要です。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

#### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1,500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤信之 殿

岩手県地域労働  
(いわてローカルユニ  
執行委員長 新田

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

### 1. はじめに

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、岩手県地域労働組合として以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1,500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

### 2. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

昨年の最低賃金の改定で最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円となりました。この格差は1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になり、若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

職場では、人手不足が深刻で解消されず、この間賃上げや労働条件の改善をすすめています。しかし実質賃金を上回る賃上げに届いておらず、限られた労働力の奪い合いも起きています。中央最低賃金審議会は一昨年、最低賃金の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1,500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8,003円（税込み）、最低賃金額は1,484円（173.8時間換算）～1,720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。最低賃金の地域間格差は、その地域の最低賃金の高低と人口の増減には相関関係があるとされており、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因の一つともなっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1,500円以上にすることが求められています。

### 3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

いま、私たちの生活に、米価をはじめとした食料品の急激な上昇、燃料及びあらゆる物とサービスの高騰が襲っています。国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるた

めには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

いわて非正規労働者センター（いわて労連の内部組織）では、毎年その年の最低賃金で1か月間暮らしてみる“最低賃金体験運動”に取り組んでいます。今年も22人が参加しました。「贅沢な生活をしているわけではないが、最近は物価高騰の影響で食費、光熱費が増えている。家計の赤字部分はダブルワークをして補わなければならない。最賃が大幅に上がってほしい」「家計簿を集計して改めてこんなに出費していることに驚きました。チラシを見て買ったり、嗜好品を我慢して節約をしましたがこの物価高騰ではお金がかかりすぎます。早期に最賃1,500円を願います」「毎日使う電気、ガス水道も値上がりしてやりくりが大変でした。老後の事も心配です」等の感想が寄せられました。

また、いわてローカルユニオンの青年部である「いわて青年ユニオン」は、岩手地方最賃審議会に向けた個人意見書と呼びかけました。最低賃金で働く当事者が多く記入し、切実な声をよせています。「せめて物価の上昇分は上げてほしい。食費はほぼ2倍に上がっています。でも会社は一部上場をめざしていると聞きます。東京の最低賃金とは211円の差。私の給料で月3万7,347円も高い事になる。この差を少しでも縮めてほしい」など切実で具体的な声が寄せられています。また、「岩手県の最低賃金は全ての県民に関わる事。ライブ配信やアーカイブ配信などで全ての審議会の公開をしてほしい」など提案も出されているところです。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であるとは言えません。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

厚生労働省が2月5日に発表した「毎月勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.2%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなっています。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いています。昨年84年の引き上げを決断した徳島では、実質賃金が上回る月が継続しています。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要があります。そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要です。

#### 4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

政府は2024年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としており、これを実現するためには、毎年89円の引き上げが必要で、この目標達成のためにも充実した中小企業支援策が必要です。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1,500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手私学教職員組合連合  
委員長 中 順 子

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

花巻東高校分会  
委員長 中順子

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

盛岡大学附属高校教職員組合  
委員長 吉清 水克博

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

盛岡誠桜高校教職員組合  
委員長 佐藤 康司

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

盛岡スコーレ高校教職員組合  
委員長 樋口 智 行

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い致します。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

北上学園職員組合  
委員長 菊池 秀成

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

水沢第一高校教職員組合  
委員長 千葉 一馬

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の日安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

修 紅 教 職 員 組 合  
委 員 長 千 葉 崇 光

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月28日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

一関学院高校教職員組合  
委員長 千葉 宏文

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

一関病院労働組合  
執行委員長 石田 渉

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乗せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額2万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえて、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県民局長  
執行委員長 和田 真吾

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額2万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、困においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

全岩手岩手地区協議会  
議長 藤村 大光

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乗せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万4,050円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、困においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願ひします。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

ミ田記念病院職員組合  
執行委員長 峯崎 麻理

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乗せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違ふという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医療労働組合連合会  
岩手医労連分会  
分会長 佐々木 圭史

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

盛岡南病院労働組合  
千葉 恵美

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願ひします。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

北上済生会病院 従業員組合  
執行委員長 伊藤 友成

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、困においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医療労働組合連合  
執行委員長 五十嵐久美

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

盛岡赤十字病院労働組合  
執行委員長 水野 幸人

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額2万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月22日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

一関市竹山町6-1  
両磐地方労働組合連  
議長 千葉 幸一

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月 29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

盛岡地域労働組合連合

議長 田村

盛岡市本町通二丁目1番36号 浅沼ビル

電話 (019) 625-8111

FAX (019) 653-6511

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8,003円（税込み）、最低賃金額は1,484円（173.8時間換算）～1,720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願ひします。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年7月28日

岩手地方最低賃金審議会

会長 齋藤 信之 殿

岩手県農業協同組合労働

中央執行委員長 櫻田

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

当組合が属する職場の時間給雇用者の時給は1,000円前後でほぼ最低賃金に張りついています。非正規雇用の月給者も平均16万円前後です（月160時間前後）。そうした職員が全体の4割近くを占めている状況です。

こうした低賃金を前提にした経済構造が30年も続いてきたことが、地域経済を疲弊させ「賃金の支払い能力」も失わせてきたと考えます。それを根本的に是正していかなければ、地域社会の維持は望めないのではないのでしょうか。

最近の物価高騰により、その状況はさらに悪化しています。消費者物価指数は今年に入り、2020年を基準にして111で推移していますが、生計費の中心である食料や水光熱は120を超えています。前年同月比では7ポイントほど上昇しています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市内での調査でも25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8,003円（税込み）、月160時間換算で時給1,600円以上になります。その後の物価上昇を加味すれば1,700円を超えます。最低賃金がこの水準にならないうちは、労働力・人口の流出は改善されません。

最低生計費を保障するための最低賃金を決めるのに「支払い能力」を持ち出せば、地域の閉塞状況は悪化する一方ではないのでしょうか。審議委員のみなさんには、どうすれば1,500円以上を実現できるかの議論をしていただくことを切に望みます。

全労連、いわて労連では、最低賃金引上げによる「賃金支払い能力」のない中小企業・小規模事業者への支援策の拡充を政府に対して訴えています。社会保険料の減免や、企業コストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などです。

また、岩手県は全国でもいち早く、賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施し、全国にも広がっています。国においてこそ早急に実施すべきです。

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医療局労働組合  
中央執行委員長 森 優

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医師会大東支部

支部長代行 伊藤智代

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県医労 南光病院支部  
支部長 熊谷小百合

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願ひします。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医療局労働組合  
釜石病院支部

支部長 森 優子

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 59 円引き上げられ、時間額 952 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 9 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 13 万 7,183 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,163 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 211 円です。1 か月あたり 3 万 405 円、年間で 36 万 4,861 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1500 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」（2022 年 10 月時点）は、月額 25 万 8003 円（税込み）、最低賃金額は 1484 円（173.8 時間換算）～1720 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1500 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県庁宮内病院支部  
支部長 山根春恵

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 59 円引き上げられ、時間額 952 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 9 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 13 万 7,183 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,163 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 211 円です。1 か月あたり 3 万 405 円、年間で 36 万 4,861 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1500 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」（2022 年 10 月時点）は、月額 25 万 8003 円（税込み）、最低賃金額は 1484 円（173.8 時間換算）～1720 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1500 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県医師 中央病院  
支部長 早坂 純子

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 59 円引き上げられ、時間額 952 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 9 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 13 万 7,183 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,163 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 211 円です。1 か月あたり 3 万 405 円、年間で 36 万 4,861 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1500 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」（2022 年 10 月時点）は、月額 25 万 8003 円（税込）、最低賃金額は 1484 円（173.8 時間換算）～1720 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1500 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県医労大船渡支部

支部長 田村 淳

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は 59 円引き上げられ、時間額 952 円となりました。中央最低賃金審議会の目安に 9 円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額 1500 円」にはほど遠い水準です。

この時給で 1 か月働いた賃金は 13 万 7,183 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は 1,163 円となり、岩手との格差は 1 時間あたり 211 円です。1 か月あたり 3 万 405 円、年間で 36 万 4,861 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25 歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額 25 万円以上、時間額 1500 円以上が必要です。盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」（2022 年 10 月時点）は、月額 25 万 8003 円（税込み）、最低賃金額は 1484 円（173.8 時間換算）～1720 円（150 時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額 1500 円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025 年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県医労大産病院支部  
支部長 菊池 彰

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額2万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願いします。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

岩手県医師会 江刺病院支部  
支部長 大久保 忠吉

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県医労中労支協 菅原 正勝

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年、岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年 7月29日

岩手地方最低賃金審議会  
会長 齋藤 信之 殿

県医学中央病院支部  
支部長 小島 れい子

## 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。今年度の岩手地方最低賃金の改正審議にあたり、以下のとおり意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金額は59円引き上げられ、時間額952円となりました。中央最低賃金審議会の目安に9円上乘せし、過去最高の引き上げ額となりました。しかし、私たちの求める「時間額1500円」にはほど遠い水準です。

この時給で1か月働いた賃金は13万7,183円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和6年度月平均労働時間は144.1時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、自立してまともに生活できる水準とはいえません。

最高額の東京は1,163円となり、岩手との格差は1時間あたり211円です。1か月あたり3万405円、年間で36万4,861円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

全労連が全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、25歳単身者が自立して人間らしく暮らすには、全国どの地域でも月額25万円以上、時間額1500円以上が必要です。盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2022年10月時点）は、月額25万8003円（税込み）、最低賃金額は1484円（173.8時間換算）～1720円（150時間換算）でした。そしてこの調査によって、最低生計費には都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになっています。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすることが求められます。そして、その水準もせめて時間額1500円以上にすることが求められています。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。そして賃上げを直接支援することが重要です。岩手県は賃上げした中小・小規模事業者を直接支援する物価高騰対策賃上げ支援金制度を実施していますが、国においてこそ実施すべきです。最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

つきましては、2025年度の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情をふまえ、下記の事項が実現するよう、よろしく願います。

### 記

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、「政府や関係機関において、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2025年7月29日

# 岩手県最低賃金の改正決定に ついての意見書（個人）

10 枚

こちらの意見書を公開する場合は、企業名と所在地、氏名を伏せるようお願いします。  
審議会傍聴者に資料として配布する場合も同様をお願いします。

岩手県地域労働組合青年委員会（いわて青年ユニオン）

〒020-0015 盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル5階

電話 019-625-9191 FAX 019-654-5092

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名	■■■■■■■■■■	所在地	■■■■■■■■■■
職種又は役職名	事務	ふりがな 氏 名	■■■■■■■■
性別：年齢	男	女	満 49 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

<p>1 意見の主旨 岩手県の最低賃金は952円ですが、この賃金では安心して生活することができません。現在の物価上昇による家計への影響と、老後に安心して暮らすための貯蓄などもできず不安を抱えております。将来への不安を解消し安心して暮らすためにも賃金の引き上げが必要と考えます。</p>	<p>2 生計費の状況について 手取りで13万～14万円です。もしものための最低限加入しなくてはならない生命保険や損害保険、岩手県では必要な自家用車の維持などをしていかなければならず、食費、光熱費などは家族と協力し合い節約しておりますが、物価上昇が止まらない今、大変苦しい状況です。</p>
--	---

<p>3 賃金について</p> <p>(1) 賃金の現状について わたしの賃金は15万6000円です。手取りですと13～14万円です。定期昇給もないため最低賃金が上がらないと賃金も上がりません。</p> <p>(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について ほぼ最低賃金と同額です。</p> <p>(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 手取り25万円くらいあると保険や自家用車維持をすることができ、通院、医療費など体調不良も我慢せず安心して健康な暮らしができると思います。</p>
--

<p>4 賃金の支払能力について</p>
----------------------

<p>5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について</p>
--

<p>6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について</p>
--

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名	■■■■■	所在地	■■■■■
職種又は役職名	一般	ふりがな 氏 名	■■■■■
性別：年齢	男 : (女) 満 28 歳		

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

<p>1 意見の主旨 2024年の岩手県の最低賃金は952円となっており、全国最下位を脱したものの依然として低いまです。物価も上昇しており、今のままでは安心して生活ができません。1,000円以上に引きあがることを期待します。</p>	<p>2 生計費の状況について 転勤なしのコースに働きを変更してから、給与は5万円以上下がり、手取り16万円程度です。一人暮らしで奨学金の返済もあり、十分に貯蓄をする余裕がありません。</p>
--	--

<p>3 賃金について</p> <p>(1) 賃金の現状について 基本給22万円ほどです。春闘等での賃上げ要求もあり、2年連続で基本給は増えました。しかし、物価も上昇しているためもっと賃金が上がればいいのになあと毎日のように思っています。</p> <p>(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 賃上げしようという雰囲気はありますが、もっと上がってほしいと思います。また男女の賃金格差が大きく、憤りを感じます。当行では男性100%としたとき、正社員に限っても女性は65%しかありません。全く納得できません。金融業界の男女賃金格差は県内の他業界に比べてもかなり大きいので是正してほしいです。パート職員の給与も上がっては来てるものの全く十分ではないです。銀行業務の根幹である窓口業務等に従事させているにもかかわらず、非正規雇用で安く働かせすぎだと思います。反省してほしい。</p> <p>(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 手取りで20万円以上あったなら貯金もできるなあとと思います。</p>
--

<p>4 賃金の支払能力について 増収増益ならもっと従業員に還元してもいいのではないかと思います。</p>
---

<p>5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 男女の賃金格差や非正規雇用に女性が多いことなど、賃金や雇用には性別による問題が多くあるということは必ず考慮に入れるべきだと思います。最低賃金がどんどん上がって、女性が一人でも暮らしていける岩手県になってほしいです。</p>
--

<p>6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 「最低賃金」はどんな雇用形態の人にとっても関係のあることだと思うので、多くの人の意見や調査結果をもとに決ましてほしいです。</p>
--

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名		所在地	
職種又は役職名	情報システム保守・運用管理補佐	ふりがな氏名	
性別：年齢	男	女	満 32 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

<p>1 意見の主旨 現在の岩手県最低賃金は952円ですが、この水準では安心して一人暮らしをすることもままなりません。私は今、時給1,500円・月額24万円（額面）で働いており、これでようやく自立できている状態です。最低賃金が増えれば大きく下回っているのは、「実家暮らし前提」の制度設計に思えてなりません。岩手でも自立して生きられる最低賃金水準を強く求めます。</p>	<p>2 生計費の状況について 家賃、通信費、光熱費、食費、借金返済などで、手取り月19万円がすべて消えていきます。賞与はなく、貯金の余裕もありません。物価の上昇に伴って、生活は年々苦しくなっています。エアコンをつけるのもためらうほどです。将来の展望や結婚も考えられない状態です。</p>
--	--

<p>3 賃金について</p> <p>(1) 賃金の現状について 時給：約1,500円（額面） 月給：約24万円（手取り19万円程度） それでも、「普通の一人暮らし」がやっと成り立つというレベルです。これ以下の水準では生活は破綻します。</p> <p>(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 同じようにIT関連業務に就いている派遣労働者も、時給1,300～1,500円前後で、最賃水準ギリギリの人も多いです。一方で、求められるスキルや責任は大きく、割に合わないと感じる場面も多くあります。</p> <p>(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 最低でも時給1,300～1,500円が必要です。また、最低賃金の引き上げは、非正規だけでなく正社員の賃上げにも波及します。地域全体の暮らしやすさ、将来への希望のために、しっかりと底上げを望みます。</p>
---

<p>4 賃金の支払能力について 私の雇用元である[ ]は黒字経営を維持しており、一定の安定した売上を上げています。そのため、派遣社員への待遇改善や賃金引き上げの余地はあるはずだと感じています。繰り返しになりますが実際、私は時給1,500円以上の水準で働いており、それ自体は地域水準からすれば高いほうかもしれません。しかしそれでも、家賃・通信費・光熱費・借金返済などで手取りはすべて生活費で消え、貯金もできません。つまり、この水準がようやく「人として生きていける最低ライン」なのだと感じています。一方、派遣先は全国規模の大手鉄道会社のITグループ企業であり、IT化・効率化も進んでいます。企業側には、下請け・派遣などの末端の労働者にこそ、利益を再分配する責任があるのではないのでしょうか。「支払能力がないから上げられない」のではなく、「本当に支払うべきところに届いていない」その現実こそが問題だと感じています。</p>
---

<p>5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 最低賃金は、「この地域で人として暮らしていけるかどうか」の基準です。岩手県で自立し、将来を考えられるような水準にぜひ引き上げてください。 また、中小企業の経営支援とセットで進めることが重要だと思います。</p>
--

<p>6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 最低賃金の審議会には、実際にその金額で暮らしている当事者、つまり、最低賃金で日々ギリギリの生活をしている人間は参加していません。だからこそ、こうした意見書が唯一の「現場の声」を届ける手段だと思っています。どうか、これを「統計の一部」や「感情的な主張」としてではなく、この地域で暮らす一人の現実として、まっすぐ受け止めてください。また、審議のプロセスについても、誰がどう判断したかが県民にわかるよう、オンライン中継の導入など、透明性の確保を強く求めます。</p>
---

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名		所在地	
職種又は役職名	清掃業	ふりがな氏名	
性別：年齢	男：(女)	満	55歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

<p>1 意見の主旨</p> <p>竟回ですコトナ箱に就職を勤とする事になり岩手県の賃金の低さに驚愕しました。現在の職場はその中では好条件と思いましたが現状は期待とは違っていました。最低賃金が低いため転職先はどうせないとあきらめています。更に物価上昇が追いついておらず</p>	<p>2 生計費の状況について</p> <p>手取りで14~15万程度です。物価はコトナ前とくらべると1.5倍程度に急いでいます。交通費は一律10000です。以前の貯金を切りにして生活しなくては一年で止まらなければならないと思います。老後のための貯金もできておらずありません。</p>
--	--

<p>3 賃金について</p> <p>(1) 賃金の現状について</p> <p>月177時間と16万7000です。会社の求人には昇給ありとありますが最低賃金が上がった時に賃金が引上げられるだけです。</p> <p>(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について</p> <p>ほぼ同じくらいだと思います。</p> <p>(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について</p> <p>車の代やけいけいは働かなくても。高齢になれば運転できない事を考えると貯金で車を給与して車の維持費、冬場の暖房費。今現在の物価上昇による生活費の不足分。これらも全て考えると月給20万は最低必要です。この先も物価上昇が続く事や親が高齢になる事や老後は年収で300万はほしいです。</p>
---

<p>4 賃金の支払能力について</p> <p>コトナ時にモラカっているからモラカ用の機械をトクたれと言っていたのを聞きました。その間モラカ業者は不当な自己負担をしていたのモラカっていたら現在モラカ子はずです。</p>
---

<p>5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について</p> <p>本当にギリギリで経営している企業には支援が必要だと思います。</p>
--

<p>6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について</p> <p>県民性として和を重んじている人。目立たなくない人が77のため声を上げられたいと思います。もっと皆が当然の権利と思える広報活動が必要だと思います。</p>
--

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名		所在地	
職種又は役職名	現場責任者	ふりがな 氏名	
性別：年齢	男 : 女 満 56 歳		

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 生活できません。	2 生計費の状況について 手取りが少なく、 老後が不安です。
---------------------	--------------------------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について 手取り14万円です。昇給なし、退職金なしです。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 最低賃金です。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 時給1500円です。
--

4 賃金の支払能力について おおく不透明です。
----------------------------

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 岩手県は単社会です。経費がかかりすぎます。
--

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 岩手県は最低賃金に合わせていい方がいい、という感覚を いかに加減にやれてほしいです。
--

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名		所在地	
職種又は役職名	清掃業	ふりがな氏名	
性別：年齢	男：(女)	満	65 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 東京の最低賃金は、岩手よりも211円も高い。本人の給料で月37,347円高い事になる。この差を少しでも縮めて欲しい。	2 生計費の状況について 老後に必要なお金は2,000万と言われていますが、子育てにお金がかかり、貯める事が出来ませんでした。今から貯めなくてはなりません。
---	---

3 賃金について (1) 賃金の現状について 基本給は、177時間働いて、167,000円です。手取りは、14万くらいで、プラス残業代です。交通費が、5,000円しか出ないので、5,000円足が出ています。 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について ほとんどのが最低賃金です。 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について せめて、物価の上昇分は、上げてもらいたい。食費は（ほぼ）2倍に上がっています。
--

4 賃金の支払能力について 会社は一部上場をめぐっていると聞きます。そのために、たくさん蓄えているのではないかと。
--

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 労働者の賃金を上げたために、会社が倒産しては、元も子もない。経営支援も考慮して欲しい。
--

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について なし。
--

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名	■■■■■	所在地	■■■■■
職種又は役職名	書記長	ふりがな 氏 名	■■■■■
性別：年齢	男 : 女 満 54 歳		

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨 生活を立てられない	2 生計費の状況について 1人
----------------------	--------------------

3 賃金について (1) 賃金の現状について 手取り26万 (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について 953 (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 手取り28万
---

4 賃金の支払能力について その気になれば
--------------------------

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 生活できなきゃ生産性とか支払い能力とか意味ない
--

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 今すぐ1500円を真剣に議論してほしい
--

# 意見書

令和7年 7月 23日

事業場又は団体名	■■■■■■■■■■	所在地	■■■■■■■■■■
職種又は役職名		ふりがな氏名	■■■■■■■■■■
性別：年齢	男	： 女	55歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

<p>1 意見の主旨</p> <p>岩手県の最低賃金は952円です。この金額では到底安心して生活できません。全国一律の最低賃金が望ましい。</p>	<p>2 生計費の状況について</p> <p>毎月の手取りは13万円です。子供達は就職しましたが、物価高騰により食料費などの負担が生活に大きな負担をかけている状態です。住宅の修繕費なども大きな負担になっています。</p>
---	--

<p>3 賃金について</p> <p>(1) 賃金の現状について</p> <p>私の賃金は基本給で14万円です。諸手当を含めると18万円となり社会保険料を引かれれば、手取りは13万円台となります。最低賃金が上がらないとこれからの老後が心配でしかたがありません。</p> <p>(2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について</p> <p>職場の時間給雇用者は最低賃金をぎりぎりクリアする水準で、募集しても応募がない状態です。</p> <p>(3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について</p> <p>手取りで20万円あれば、すこしは安心して日々の生活が送れると思います。全労連で行なった「最低生計費調査」によれば、盛岡市で月額25～26万円、時給換算すると1,700円が必要です。今すぐに時給1,500円にする事が必要です。</p>
--

<p>4 賃金の支払い能力について</p> <p>若年層の賃上げが行われており人件費は多少ふくらんでいますが、剰余も出ています。社会保険料の事業主負担の軽減策などがあれば、最低賃金の大幅な引き上げも対応できると思います。</p>
--

<p>5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について</p> <p>これからの地方経済を担う若い労働者が都市部へ流失している現状です。活気が奪われ地方経済はますます疲弊します。地域間格差をなくし、今すぐに全国一律の最低賃金制度に法改正することが必要です。</p>
---

<p>6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について</p> <p>最低賃金法に記載されている内容の国民経済の健全な発展に寄与する目的に向かい、最低賃金の引上げは日本経済及び地域経済の活性化には欠かせないと思います。国の責任による中小企業支援の抜本的強化に向けてのご支援・ご協力をよろしくお願い致します。</p>
--

# 意見書

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名	■■■■■■■■■■	所在地	■■■■■■■■■■
職種又は役職名	事務	ふりがな 氏 名	■■■■■■■■■■
性別：年齢	男 : 女 満 30 歳		

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

<p>1 意見の主旨 令和6年の岩手地方最低賃金は952円ですが、この賃金では必要最低限の生活をする事ができません。同じ日本国内において最も高い東京都と岩手県では211円もの格差があります。岩手県で働き続けるには大幅な引き上げが必要と考えます。</p>	<p>2 生計費の状況について 手取りで10万円前後です。複数の難病に罹っており1日8時間・週5日の労働が難しいためそれよりも短い時間、日数での労働契約を結んでいます。一人暮らしは不可能、母の扶養に入っています。</p>
--	--

<p>3 賃金について (1) 賃金の現状について 1時間960円の時給で働いています。ひと月の手取りは10万円前後。  (2) 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について ほとんど最低賃金と同額です。  (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について 自身は母の扶養に入り、生活を家族で支えています。家族も低賃金であるためにいくらか親族の援助を受けています。いわて青年ユニオンが調べた岩手の「最低生計費試算調査」の結果を見ると、月額26万円～28万円が必要といっています。実感とよくあっていると思います。誰もが時給1500円になれば安心して暮らしていける、物価に合った設定であるべきだと思います。</p>
--

<p>4 賃金の支払能力について ギリギリの状態のようです。</p>
--

<p>5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について 「最低賃金」は生存権に関わる重要な位置づけがされていると考えます。日本に暮らし働くすべての人が「健康で文化的な最低限度の生活」「人間らしい生活」をするため、また国内での格差をなくす必要があると強く受け止めていただきたい。 多くの人が勤める中小企業への直接支援も一体で進めることが必要とも考えます。</p>
---

<p>6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について 岩手県の最低賃金は全ての県民に関わる事です。全ての審議の公開を求めます。ライブ配信やアーカイブ配信の検討を求めます。</p>
---

## 最低賃金審議会への意見書

団体名 [REDACTED] 所在地 [REDACTED]  
職種 組合員：パート（非常勤運転手） 名前 [REDACTED]  
性別・年齢 男 67歳

—介護・福祉職場からの訴え：時給 1500 円の実現を求めます—

私は現在、定年退職後に再就職し、地域のデイサービスセンターで非常勤の運転業務に従事しています。朝と夕方の送迎を担当し、利用者の安全を確保しながら、時には移動介助も行っています。私の時給は現在 960 円です。

昨年、県の最低賃金が 952 円に引き上げられたことで、それに伴い時給が 950 円から 960 円に、10 円アップしました。「賃金改定」や「賃上げ」は、この職場で働き始めて 4 年間で初めてのことでした。

つまり、最低賃金が上がらなければ、時給も上がらないという実態なのです。

さらに、私と同じ 960 円で働いているのは運転手だけではありません。利用者の食事・排泄・入浴など、身体的にも精神的にも大きな負担を伴う介助を行う介護職員も同様です。

責任の重い仕事が「最低賃金ストレス」で評価され、最賃の引き上げでしか実質的なベースアップがなされないという現実、働く者の意欲をそぎ、職場の離職、新規採用者の困難性を招き、結果として介護サービスの質そのものを脅かします。

コロナ禍を通じて「エッセンシャルワーカー」の重要性が社会的に認識されました。介護・福祉職もその最たるものであり、私たちの仕事が生かされ、社会にとって欠かせないものであることが広く理解されました。

しかし、実際の賃金水準はその「社会的評価」に見合っておりません。

本来、社会的に必要不可欠な仕事には、それにふさわしい経済的報酬＝賃金が支払われるべきです。その仕事が尊敬されているということ、目に見える形で示すには、賃金による「可視化」が最も重要です。

社会的評価と賃金が結びつかないままでは、若い世代も介護の仕事に就こうとは思わず、将来にわたって人材不足が深刻化していくでしょう。これは高齢化社会を迎える日本全体にとっての大きな危機です。

最低賃金の地域格差も深刻です。東京と地方では数百円もの開きがあり、地方に住む人々がどれだけ働いても生活を成り立たせにくい現実があります。

同じ仕事に対して、どこに住んでいても同じように暮らしていける水準の賃金が保障されるべきです。

そのためには、全国一律の最低賃金制度の導入が急務です。さらに、介護・福祉現場における処遇改善を実現するには、介護報酬の抜本的な引き上げも不可欠です。

以上の経験と認識から、私は以下の点を強く要望します。

最低賃金を全国一律で時給 1500 円とすること。

介護・福祉職など、社会的に不可欠な職業にふさわしい処遇を実現すること。

最賃引き上げに伴い、介護報酬など制度的支援を充実させること。

働く者の声に耳を傾け、安心して働き続けられる社会、そして介護の質を守るために、最低賃金制度の抜本的な改定を強く求めます。 以上

2025年8月1日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、  
地域間格差の解消を求める請願署名

2028

---

筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

中小企業・小規模事業者を支援し、岩手県と全国の最低賃金を  
時間額 1500 円以上に引き上げることを求める要請署名

岩手地方最低賃金審議会 会長 殿  
岩手労働局長 殿  
中央最低賃金審議会 会長 殿  
厚生労働大臣 殿

■ 要 請 趣 旨 ■

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。

岩手県の現在の最低賃金額は時間額 952 円です。これで 1 か月働いた賃金は 13 万 7 183 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。また家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、とても生活できるような水準ではありません。抜本的な引き上げが求められています。

また全国の最低賃金は各都道府県で金額が違います。最高の東京都は現在 1,163 円で、岩手県との差は 211 円です。1 か月あたり 3 万 4 05 円、年間で 36 万 4 861 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

私たちが全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、1 人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには全国どこでも月額 25 万円、時間額 1500 円以上が必要であり、都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになりました。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改め、全国一律の制度にすること、そして、その水準も時間額 1500 円以上にすることが求められます。

盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」(2022 年 10 月現在) は、月額 25 万 8003 円 (税込み)、最低賃金額は 1484 円 (173.8 時間) ~ 1720 円 (150 時間換算) となりました。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められます。

最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

■ 要 請 項 目 ■

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県と全国の最低賃金を時間額 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること。

氏 名	住 所
櫻田	岩手県 岩手郡
千曳	岩手県 岩手郡
草小	岩手県 胆沢郡
木村	岩手県 奥州市
斎藤	岩手県 盛岡市

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報等が利用されることは一切ありません

## 参考人意見書（労働者用）

令和 7年 7月 29日

事業場又は団体名	岩手県医療労働組合連合会
所在地	盛岡市本町通り 2-1-36
職種 又は 役職名	書記
ふりがな 氏名	ほそだ てつや 細田 哲也
性別：年齢	男：女 満 43歳

## 岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

## 1 意見の主旨

2025年度の岩手県最低賃金改定において、全国最低水準クラスの賃金で働く岩手の労働者が、自身の生活や健康そして将来に不安を抱かずに働き続けられるよう、賃金決定の礎である最低賃金の大幅引き上げを求めます。

2024年度、岩手県最低賃金は952円に決定され、全国最下位の秋田県+1円で依然、全国最低クラスの賃金となっています。東京都の最低賃金1,163円との差は211円、全国加重平均額1,055円との差は103円となっており、地方間の賃金格差は改善されていません。この数年間全労連が全国で行ってきた最低生計費試算調査でも、全国どこで暮らしても必要な生計費は変わらず、1500円以上必要だという事がわかっています。

ここ数年は物価上昇が続き、総務省が発表した2024年度平均の全国消費者物価指数は生鮮食品を除き前年度比2.7%の上昇、食料品全体は5.0%上昇しました。電気ガス水道など公共料金値上げや急激な物価高騰による生活への影響が懸念されます。実際に物価上昇に賃上げが追い付かず、実質賃金は2024年1年間でマイナス0.3%、2025年も1~4月まで4か月連続で減少し、ピーク時の1996年から年額74万円も減っています。もともと低賃金で働く岩手の労働者には死活問題です。男女間の賃金格差も深刻です。厚労省の「令和5年賃金構造基本統計調査」によると男性一般労働者の給与水準を100とした女性の給与水準は74.8と25.2ポイントもの格差があります。総務省の住民基本台帳人口移動報告2024年結果では、岩手県の転出超過は男性1943人に対し、女性2930人で約1000人女性が多くなっています。全国の賃金格差、特に女性が大きく影響を受けるとい理由もあると推察されます。

岩手で生まれ、働き、生活を続けるためにも岩手県の最低賃金の大幅改定が必要だと考えます。

## 2 生計費の状況について

日本医労連が実施した全国の医療機関・介護施設で働く労働者へのアンケート（49,118人から回答）の結果では、現在の賃金の生活実感からの不足額が月額44,111円（前年42,980円）と前年より2,307円増加しました。生活実感は、「かなり苦しい」16.7%、「やや苦しい」45.2%で合わせて61.9%となり前年より上昇しています。一番負担に感じているのは、日々の生活に欠かせない「食費」が26.9%となっています。職場への不満では「賃金が安い」が正職員で22.7%、非正規で29.5%で一番の不満となっています。低賃金、重労働により離職が増加し、人手不足に拍車をかける状況となっています。

## 3 賃金について

### (1) 賃金の現状について

24春闘では日本医労連全体平均で3.18%の賃上げを引き出しましたが、他産業と比較すると低水準です。医療機関で新設されたベースアップ評価料の賃上げ効果はほとんど見られず、政府の医療費削減政策がそのまま賃金抑制につながっています。厚労省より3月18日に報告された調査結果によると、処遇改善加算拡充により昨年9月の給与（基本給、各種手当、ボーナスなどすべて合計したもの）は平均33万8200円で前年比1万3960円上昇したものの、昨年全産業平均と介護職員給与の差は月8.3万円で前年の月6.9万円から大幅に拡大したことが報告されています。

### (2) 所属している事業場（同業界）または岩手県内の賃金動向について

6病院団体が公表した2024年度診療報酬改定の影響についての緊急調査によると、全国で医業利益で赤字となった病院の割合は、2023年は64.8%で、2024年は69.0%と増加しています。同様に経常利益で赤字の病院の割合は、50.8%から61.2%へと悪化しています。コロナ後の受診控え、入院の減少、医療資材、給食材料の高騰、人件費高騰などが要因です。県内病院、介護施設でも同様の傾向が見られ、コロナ後数年間赤字が続き、手持ち資金の減少等により昨年より賞与の大幅減額の実施が加盟組織の組合員より報告されています。

医療機関は国家資格の労働者が多いため、賃金が高いと思われがちですが、人手不足によるタスクシフトにより、看護補助、介護補助、調理補助、医療事務、清掃員など最低賃金すれすれで働く労働者も多く在籍しています。最低賃金の改定は、これら職員の生活にも大きく影響します。

### (3) 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

最低賃金は今すぐ1,500円に改定し、将来的に1,700円に引き上げるべ

きです。

全労連が調査を行った最低生計費試算調査結果（25年7月14日現在）によると、岩手県盛岡市在住、25歳男性、単身者、賃貸住みの月の消費支出は食費47,242円、住居費37,000円、水道・光熱費11,614円、家具・家事用品3,932円、被服7,144円、保健医療2,636円、交通・通信36,057円、教養娯楽19,988円、その他20,105円。これに非消費支出、予備費などを加えた最低生計費は258,003円となっており、月150時間で時間額を計算すると1,720円と試算されます。

#### 4 賃金支払能力について

県内には県立病院他、多数の民間病院があり、経営状況についてはさまざまです。最低賃金は、はたらく職員の生活を支える賃金の指針となるべきものであるため、賃金の支払い能力を超える負担とならないよう国に診療報酬、介護報酬の時期を待たない改定を求めていく必要があると考えます。

#### 5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

岩手県内は中小企業が多く、最低賃金上昇による経営負担が大きな影響を与えることも考えられます。岩手県では中小企業に対する物価高騰対策賃上げ支援制度を実施していますが、25年度改定にあたっては国への要望とともに岩手県としてもさらなる支援を実施し、使用者側、労働者側双方納得できる賃上げを要望します。

#### 6 その他、岩手県最低賃金の改正決定にあたっての意見・要望について

全労連の最低生計費調査からは、地方と東京を比べても生計費に大きく違いがないことが明らかになっています。これまで岩手県は北東北3県、九州沖縄、四国地方と全国最下位を争っていますが、そういったこれまでの状況を踏まえることなく、全国平均を超える最低賃金の改定をご検討ください。